

子 発 0720 第 2 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各 

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、本年 3 月に東京都目黒区で発生した 5 歳（当時）女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、今後の方向性について、関係府省庁と共有し、政府一体となって児童虐待防止対策に取り組むため、6 月 15 日「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。

この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、「緊急に実施する重点対策」として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や子どもの安全確認を早急に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、「児童相談所強化プラン」を見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定することとしている。

さらに「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などに取り組むこととしている。

これを受け、緊急総合対策に基づき、直ちに取り組む事項について、下記のとおり「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）の改正等を行うこととしたので、その内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村、関係機関、関係団体に対し周知を図りたい。

緊急総合対策のうち、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、必要な措置を講じることとしている。また、目黒区の児童虐待事案の検証を踏まえて必要な対策については、追加して取り組むこととしている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1. 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」I関係）

児童相談所が児童虐待相談対応を行っている子どもが転居した場合には、転居元の児童相談所と転居先の児童相談所が当該事案を適切に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われることが重要である。

このため、子どもが転居した場合の児童相談所間の引継ぎの取扱いについて以下のとおり見直すこととしたこと。

- ① 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「リスクアセスメントシート」という。）等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
- ② 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児

童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。

- ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

〔 別添 1 「児童相談所運営指針の改正について」(平成 30 年 7 月 20 日付  
け子発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知) 別添第 3 章第 2 節  
参照 〕

## 2. 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底 (緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅱ関係)

通告を受けた児童虐待事案については、子どもの安全確認を確実かつ早急に実施することが何よりも重要である。

このため、通告受理後、原則 48 時間以内に子どもを直接目視することにより行うとされている安全確認について、当該時間内に行うことができない場合には、立入調査を実施することとしたこと。その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこととしたこと。

〔 別添 1 「児童相談所運営指針の改正について」別添第 3 章第 3 節参照 〕

## 3. 児童相談所と警察の情報共有の強化 (緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅲ関係)

児童虐待への対応については、児童相談所及び市町村が子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との間で緊密な連携を図ることが重要である。

このため、児童相談所及び市町村は、警察との間で以下の情報は必ず共有することとしたこと。

- ① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

このほか、警察からの照会への対応、警察から通告された事案等に関する情報提供、警察職員や警察 OB の児童相談所への配置や児童相談所と警察の合同研修等を通じて児童相談所と警察との連携強化を図ること。

〔別添2「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）参照〕

4. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅳ関係）

一時保護や施設入所等の措置の実施や解除に当たっては、子どもの安全確保を最優先とする必要がある。

このため、

- ① 一時保護の決定に当たっては、「リスクアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うものとする
- ② 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、客観的にアセスメントした上で、解除の決定を行うこと
- ③ 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより、地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有すること。リスクが高まった場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応すること

としたこと。

〔別添1「児童相談所運営指針の改正について」別添第5章参照〕

5. 乳幼児健診未受診者等の緊急把握（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅲ関係）

乳幼児健康診査未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関において安全確認ができていない子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、そうした子どもの情報について市町村において本年9月末までに緊急的に把握し、速やかに子どもを目視すること等により安全確認を行うとともに、確認結果について、要保護児童対策地域協議会において共有することとしたこと。また、市町村における緊急把握の実施状況については、厚生労働省が12月に報告を求め、取りまと

めて公表すること。

〔別添3「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」（平成30年7月20日付け子家発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）参照〕

6. 児童相談所における専門性強化の取組促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1の1つ目の○関係）

児童虐待防止対策を進めていくためには、児童虐待に対する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められている。このため、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修や民間等で実施されている全国研修、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理し、周知を図ることとしたこと。

〔別添4「児童相談所等における専門性強化の取組促進について」（平成30年7月20日付け子発0720第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

あわせて、専門職団体等に対して、児童相談所の専門人材の確保への協力、支援の働きかけを依頼することとしたこと。

〔別添5「児童相談所における専門人材の確保等について」（平成30年7月20日付け子発0720第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

また、児童心理司の任用資格については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第6項第1号において、医師若しくはこれに準ずる者又は大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者とされているところ、児童相談所運営指針において、「公認心理師となる資格を有する者」等が該当することを明確化することとしたこと。

〔別添1「児童相談所運営指針の改正について」別添第2章第5節参照〕

7. 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1の3つ目の○関係）

児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正児童福祉法」という。）により、東京都の特別区に

においても政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされたところであり、児童相談所設置自治体の拡大を図るため、中核市・特別区は児童相談所設置に向けた検討を進めることを、都道府県等には市区と児童相談所設置に向けた協議を実施することを改めて依頼することとしたこと。

別添 6 「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」（平成 30 年 7 月 20 日付け子発 0720 第 6 号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照

#### 8. 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」2の1つ目の○関係）

合理的な理由なく乳幼児健康診査等を受診していない家庭は虐待発生リスクが高いことから、母子保健部署、教育委員会と連携した支援を行う必要があること、及び支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際の留意点（引継・安全確認等）について周知を図ることとしたこと。

別添 7 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 5 号、子母発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）参照

また、病院、児童福祉施設、学校等が要支援児童等を把握した場合の市町村への情報提供に関して、教育委員会が実施する就学時健診や学校生活全般を通じた健康観察において、要支援児童等と思われる者を把握した場合の留意点について、周知を行うこととする。

別添 8 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 4 号、子母発 0720 第 4 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）参照

さらに、子育て世代包括支援センターを含めた市町村の母子保健部門においては、母子保健施策が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意して、乳幼児健診や妊婦健診の未受診者に対し、受診勧奨を行うことを含め、妊娠期からの切れ目ない支援を行う旨を市町村に対し周知を図ることとしたこと。

別添 9 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子母発 0720 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）参照

9. 相談窓口等の設置促進、周知・啓発の推進等（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」2の3つ目及び4つ目の○関係）

子育て世代包括支援センターの設置促進や、女性健康支援センター等の妊娠等に関する相談窓口の設置や周知の在り方について、市町村に対して改めて通知することとしたこと。

〔別添9「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）参照〕

また、教育・保育施設において、体罰によらない育児を推進するための啓発資材「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等を活用し、①子どもの保護者等と接する機会を捉えた、当該保護者等に対する意識啓発、②虐待等に関する職員の理解の促進、③虐待等の未然防止及び適切な対応に向けた、関係機関との連携等の取組の検討等が行われるよう、関係市町村に対して周知を図ることとしたこと。

〔別添10「体罰によらない育児を推進するための啓発資材について」（平成30年6月28日付け事務連絡内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室）参照〕

10. 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」3の1つ目の○関係）

市町村が支援を行っている家庭が他の自治体に転居した場合において、自治体間の危機感の認識の差をなくすため、移管元市町村の支援方針の継続、必要に応じて児童相談所の同席の下での引継ぎ、48時間以内に安全確認できなかった場合の児童相談所へ送致等について、取扱いを明確化し、周知を図ることとしたこと。

〔別添11「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）について」（平成30年7月20日付け子発0720第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

11. 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」4の2つ目の○関係）

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4の規

定に基づき、市町村又は児童相談所からの求めに応じて学校、保育所が要保護児童の欠席状況等に関して定期的に情報提供を行うことに関して、市町村又は児童相談所が情報提供を求める先に認定こども園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設）を追加することとしたこと。

別添 12「学校、保育所、認定こども園及び可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け府子本第760号、30文科初第601号、子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）参照

## 12. 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」5の1つ目の○関係）

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）により導入された家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みについて、在宅での養育環境の改善にも資することから、活用するよう改めて周知を行うこととしたこと。

別添 13「児童福祉法第28条に基づく審判前の勧告等について」（平成30年7月20日付け子発0720第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照

また、平成28年改正児童福祉法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされたところであり、日常的に弁護士に相談できるような法的対応体制の強化を進めること。

さらに、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の申立て等について、事案に応じて適切な方法を選択すること。特に、親権者による不当に妨げる行為が止まず、親権者の親権を制限する必要がある場合には、事例に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判を請求することを検討すること。

別添 14「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照

13. 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」6の2つ目の○関係）

保育所等の優先利用に関する基本的考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科初第651号、雇児初0910第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）において、示しているところであるが、里親委託の推進を図るため、里親委託が行われている場合を、優先利用の対象として考えられる事項として加えることとしたこと。

別添15「「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について」（平成30年7月20日付け府子本第744号、30文科初第611号、子発0720第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）参照

- 別紙1 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント
- 別紙2 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

子発 0720 第 3 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各〔都道府県知事〕殿  
〔指定都市市長〕  
〔児童相談所設置市市長〕

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

### 児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）において具体的に示しているところである。

また、児童虐待については、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策では、緊急に実施する重点対策として「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたこと等に伴い、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表

新	旧
<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。ここでいう「これに準ずる資格を有する者」には、以下の者が含まれること。</p> <p>① <u>公認心理師法(平成27年法律第68号)に規定する公認心理師となる資格を有する者</u></p> <p>② <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</u></p> <p>③ <u>学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>④ <u>外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</u></p>	<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。</p>

新	旧
<p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供</p> <p>(1) 転居を伴うケース移管及び情報提供</p> <p>ア ケース移管</p> <p>ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のことである。</p> <p><u>ケース移管は、移管元の児童相談所において継続調査、児童福祉司指導及び継続指導が行われているケース全てを対象とする。移管に当たっては、移管先の児童相談所が速やかに子どもに安全確保を行うことを念頭に迅速かつ適切に行うこと。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(1) 移管の期限</p> <p>速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了すること。</p> <p><u>この場合において、移管元の児童相談所は市町村等と連携して</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供</p> <p>(1) 転居に伴うケース移管及び情報提供</p> <p>ア ケース移管</p> <p>ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のことである。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(1) 移管の期限</p> <p>速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了すること。</p>

**新**

速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は移管先の児童相談所へ連絡すること。移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

(ウ)・(エ) (略)

イ (略)

(2) 移管及び情報提供の判断の目安  
移管元の児童相談所は、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(以下「アセスメントシート」という。)等により緊急性の判断を行うこと。  
次に、その判断の結果を事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。  
具体的な引継ぎ方法等については、アセスメントシートの基準に準拠した緊急性の判断の結果に応じて、以下のように実施すること。

ア アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する場合は  
 ①から⑤までのいずれかに該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が原則直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施することや移管元の児童相談所職員が移管先での要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席することなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。移管元の児童相談所が移管先の児童相談所へ出向く前にも、移管先の児童相談所が速やかに子どもとの安全確認を行うこ

**旧**

(ウ)・(エ) (略)

イ (略)

(2) 移管及び情報提供の判断の目安  
移管及び情報提供の判断の目安については、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(以下「アセスメントシート」という。)の基準に準拠して以下のように実施する。

ア アセスメントシートの①から⑤に該当する場合は  
 ①から⑤に該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施するなどの方法により、引継ぎを行うこと。遠隔地の場合は文書による移管を行うことになるが、必要な情報が適切に提供できるよう、電話による協議等を活用して、遺漏のないように努める。

新	旧
<p>とができるよう、<u>移管元及び移管先の双方の児童相談所は電話や文書等により、迅速に必要な引継ぎを行うこと。</u></p> <p>イ <u>アセスメントシート</u>の⑥又は⑦に該当する場合</p> <p>⑥又は⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、<u>文書による移管を行うこととする。</u> <u>移管元の児童相談所が必要と認める場合には、アに記載した引継ぎに準じて行うこととする。</u> <u>引継ぎは迅速に行うこととし、引継ぎの方法については、移管元の児童相談所は、移管先の児童相談所の意向も踏まえて、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 調査の方法</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 立入調査</p> <p>① <u>虐待通告受理後、48時間以内に安全確認を行うことができない場合には、法第29条又は児童虐待防止法第9条第1項に規定する立入調査を実施すること(安全確認については「3. 調査の開始」を参照されたい。)</u>。この際、<u>立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知すること。</u>なお、<u>正当な理由がなく、その執行を拒否した場合、法第61条の5の規定により50万円以下</u></p>	<p>イ <u>アセスメントシート</u>の⑥から⑦に該当する場合</p> <p>⑥から⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、<u>文書による移管を行うこととする。</u> <u>ただし、ケースの特性や児童相談所間の距離等を勘案して、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 調査の方法</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 立入調査</p>

新	旧
<p>の罰金に処することとされている(児童虐待防止法第9条第2項の規定により適用される場合を含む。)</p> <p>② 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立てを行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。</p> <p>③ 児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができるとされているが、その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。また、立入調査を実施するに当たって保護者に対して告知する際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。</p> <p>さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。</p> <p>なお、拒否したかどうかが不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求、同法第9条の3の臨検・捜索や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意された</p>	<p>① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立てを行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。</p> <p>また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができると、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。</p> <p>さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。</p> <p>なお、拒否したかどうかが不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求、同法第9条の3の臨検・捜索や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意された</p>

新	旧
<p>い。</p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第4節～第8節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 一時保護</p> <p>虐待等を受けた子どもの一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)も家庭局長通知)に定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」、「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」(平成22年9月30日付け雇児総発0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)及び「子ども虐待対応の手引き」第5章「一時保護」を参照し、子どもの安全確保を最優先とした適切な対応を行うこと。</p> <p>一時保護の決定に当たっては、「子ども虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。</p> <p>また、虐待等を受けた子どもの一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)、「措置解除に伴い家庭復帰した児童</p>	<p>い。</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第4節～第8節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 一時保護</p> <p>一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参照すること。</p>

新	旧
<p>の安全確保の徹底について」（平成 24 年 11 月 1 日付け雇児総発 1101 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（特に、第 5 章 10. 家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点）を踏まえ、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、保護者支援の経過が良好であるか否か、地域の支援体制が確保されているかどうかなどについて確認し、一時保護解除後に虐待が再発するリスクを客観的にアセスメントした上で一時保護の解除の決定を行うこと。</p> <p><u>さらに、虐待等を受けた子ども</u>の一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、<u>家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより地域の関係機関が連携、役割分担しながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有すること。家庭復帰後に虐待が再発するなどリスクが高まった場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応すること。</u></p> <p>第 6 章・第 7 章（略）</p> <p>第 8 章 各種機関との連携 第 1 節～第 13 節（略） 第 14 節 警察との関係 1～5（略） 6 虐待事例等における連携 (1)（略）</p>	<p>第 6 章・第 7 章（略）</p> <p>第 8 章 各種機関との連携 第 1 節～第 13 節（略） 第 14 節 警察との関係 1～5（略） 6 虐待事例等における連携 (1)（略）</p>

新	旧
<p>(2) 要保護児童の通告等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察と情報共有を図り、連携して対応することが重要であり、以下のアからウまでに該当する情報については、警察への情報提供を徹底する。</p> <p>ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシート①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシート①のみに該当する場合又は④の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。</p> <p>このほか、アセスメントシート①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。</p> <p>イ 通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、</p>	<p>(2) 要保護児童の通告等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察と情報共有を図り、連携して対応すること。</p>

新	旧
<p>48 時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができていない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が 48 時間以内に子どもの安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合は除く。</p> <p>上記に関わらず、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間行うことができていない場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48 時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。</p> <p>ウ アの児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であつて、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。</p> <p>こうした情報について警察へ情報提供を行う場合には、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めると、迅速かつ確実に情報共有を行うよう対応されたい。</p> <p>④ 警察から通告・情報提供がなされた事案又は警察へ援助要請を行った事案については、その後の支援等の対応及び対応の変化等について警察へ情報提供するとともに、通告後に警察が得た新たな情報の提供を求めると、当該事案に係る子ども及び家庭への対応を円滑に行うための相互の情報提供が行われるよう、その方法について都道府県警察と協議して書面でも取り決めるなどにより、積極的な情報交換に努めること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>7. 要保護児童対策地域協議会における連携</p>	<p>このため、<u>児童相談所においてこうしした事案を把握した場合は、警察への情報提供を行うとともに、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めると、迅速かつ確実に情報共有を行うこと。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>7. 要保護児童対策地域協議会における連携</p>

**新**

要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報や支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととされている。適切な連携の下で関係機関が対応していくことが重要であることから、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない自治体においては、構成員となるよう働きかけるとともに、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として参加を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。

8 (略)  
第15節～第21節 (略)  
第9章 (略)

**旧**

要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報や支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととされており、個別の事案について、子どもに関係する広範な機関の衆知を集め、適切な対応を検討することが必要であることから、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の構成員として警察の参画を求め、個別ケース検討会議等における警察との情報交換、意見交換を行うこと。

8 (略)  
第15節～第21節 (略)  
第9章 (略)

子家発 0720 第 2 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各 

都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市
-------------	-------------	--------	-------------

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公 印 省 略)

### 児童虐待への対応における警察との連携の強化について

児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に行うことが重要である。

子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との情報共有をはじめとする連携については、これまでも「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（平成 24 年 4 月 1 日付け雇児総発 0412 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」（平成 28 年 4 月 1 日付け雇児総発 0401 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「情報共有通知」という。）等により推進してきたところであるが、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、緊急に実施すべき重点対策として児童相談所と警察の情報共有の強化等に取り組むこととされたことから、警察との間で情報共有を行う事案の明確化及び連携強化のために一層推進すべき取組について下記のとおりとしたので、御了知いただくとともに、管内の児童相談所及び市区町村への周知をお願いする。

なお、本通知は、警察庁生活安全局と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

#### 記

##### 1 警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応

警察が 110 番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知し、児童相談所、市区町村等に対し、当該児童に係る過去の対応状況等を照会した際の対応については、情報共有通知により周知しているところである。児童相談所及び市区町村においては、この照会に対し、記録等を確認し適切に回答するとともに、照会及び回答に係る情報共有の方法等については、都道府県警察との間で協議を行い、書面で取り決めるなどして、引き続き円滑な情報共有が図られるよう努められたい。

##### 2 児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等

###### (1) 児童相談所及び市区町村から警察に情報提供する事案

児童相談所及び市区町村から警察に情報提供する事案については、情報提供通知において示しているところであるが、警察との間で共有する情報の基準を以下の①から③までのとおり明確化したので、警察への情報提供を徹底されたい。

① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）第 5 章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「アセスメントシート」という。）の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシートの①のみに該当する場合又は④中の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。

このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。

② 児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が 48 時間以内に子どもの安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合は除く。

上記に関わらず、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間行うことができている場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48 時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。

③ ①の児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。

こうした内容について警察へ情報提供を行う場合には、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行うよう対応されたい。

## (2) 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

児童相談所が通告を受けた事案のうち、子どもとの面会ができず、安全確認ができない場合には、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 9 条に基づく立入調査を実施する。この場合、立入調査権（罰則あり）を行使する旨を保護者に告知した上で、必要に応じて同法第 10 条に基づく警察署長に対する援助要請を行い、警察と連携して対応することが重要である。

また、安全確認及び立入調査を行う場合のほか、一時保護の実施、臨検・捜索を行う場合についても子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から、必要が

あると認める場合には、警察署長に対する援助要請を適切に行い、警察と連携した対応を行うこと。

(3) 警察から通告された事案等に関する情報提供

児童相談所及び市区町村は、警察から通告・情報提供がなされた事案又は警察署長へ援助要請を行った事案については、その後の支援等の対応及び対応の変化等について警察へ情報提供するとともに、通告後に警察が得た新たな情報の提供を求めるとともに、当該事案に係る子ども及び家庭への対応を円滑に行うための相互の情報提供が行われるよう、その方法について都道府県警察と協議して、書面で取り決めするなどにより、積極的な情報交換に努められたい。

3 平素からの連携の強化

(1) 警察職員等の知見の活用

児童相談所では、虐待事案への対応の場面において警察実務の経験に基づく知見が有効であることが多く、警察との情報共有を円滑に進める観点からも現職警察官に係る警察との人事交流について、地域の実情に応じて都道府県警察に相談し、検討を行うこと。

また、都道府県警察との協議により、警察官OBの非常勤職員又は常勤職員としての採用をより推進すること。児童相談所において非常勤職員として警察官OBを採用する場合は、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

(2) 合同研修等の積極的な実施

都道府県警察の協力を得て、児童相談所と警察が、具体的事例を想定したケース検討や子どもの安全確認、立入調査、臨検・捜索等に関するロールプレイを行うなどの合同研修等を積極的に実施し、児童相談所職員の対応能力強化を図るとともに、実際の事案対応においても円滑な連携が図られるようこうした研修を通じて警察との協力関係の構築を図ること。

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携の促進

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に定める支援対象児童等に関する情報や支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容に関する協議を行うこととされている。児童虐待事案については、適切な連携の下で関係機関が対応していくことが重要であることから、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない自治体においては、構成員となるよう働きかけるとともに、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として参画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。

子家発 0720 第 3 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各 

都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市
-------------	-------------	--------	-------------

 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって、子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととしました。

これを受け、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示すため取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、下記のとおり調査を実施することとしました。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等やその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、各市町村が児童の安全確認を行うに当たっては、要保護児童対策地域協議会の場の活用、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、これまで「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成 27 年 3 月 16 日付け総務省、文部科学省、及び厚生労働省連名通知）に基づき実施してきた取組を参考に、早急な児童の安全確認、状況把握に努めていただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）に本通知を周知いただくとともに、市町村の調査票の取りまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、総務省自治行政局、法務省入国管理局、文部科学省初等中等教育局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

## 記

### 1 趣旨・目的

本調査は、当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等

で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当。以下「把握対象児童」という。）の情報を市町村において緊急的に把握し、子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
- ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関による安全確認ができない児童
- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務（※1）の過程で把握した児童で通園・通学していないもの（※2）のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
  - ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼稚園就園奨励費補助申請、学校において行う事務を含む。
  - ※2
    - ・就学義務の免除又は猶予を受けている児童
    - ・1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
    - ・病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関による安全確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

## 2 緊急把握の実施

以下により、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握を実施してください。

### (1) 把握対象児童の洗い出し

平成30年6月1日時点において当該市町村に住民登録をしている把握対象児童について、当該市町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、同年9月30日までに把握対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

### (2) 把握対象児童の安全確認の実施

上記(1)において把握対象児童とされた児童について、速やかに目視等以下のア又はイいずれかの方法により安全確認を行う。ア又はイによる確認が困難な場合には、ウにより慎重に判断を行うこととし、判断に資する十分な情報が得られない場

合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続して行う。

なお、把握対象児童の安全確認については、9月30日までの洗い出し期間の完了を待つことなく、把握対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに安全確認を行う。

安全確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。当該児童について、虐待の防止や健全育成の観点等から支援が必要な場合は、関係部門で連携して引き続き支援を行っていくとともに、当該児童の保護者に対しては、当該児童の居住実態が把握できない状況となることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 東京入国管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録が無いことの確認を含む。）

イ 住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視により確認

ウ ア及びイのほか、住所地市町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市町村が判断したことによる所在等の確認

※ 例：海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

他の市町村の医療機関を受診していることが判明し、その状況が確認できた場合  
配偶者からの暴力等により避難しており、祖父母等を通せば確実に児童の状況が確認できる場合

複数の関係機関及び関係者から児童の所在等に関して同一内容の情報が得られた場合

児童が自室に引きこもっているが、市町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

### 3 安全確認の状況の報告

上記2により緊急把握を行った把握対象児童数、各児童の安全確認の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

#### 【調査票1】

以下の調査項目について、把握対象児童1人1人の個別の状況を回答すること。

#### ○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市町村名、年齢、学年、性別、把握対象児童として判断した主な理由

#### ○ 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認できた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市町村名、安全確認ができた方法、安全確認ができた年月日、安全確認ができた後に行った支援内容 等

○ 平成 30 年 11 月 30 日時点で安全確認ができていない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る状況、警察との情報共有・連携に係る状況、東京入国管理局への出入(帰)国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無、所在等を確認する上で生じている個々の問題点 等

【調査票 2】

市町村ごとに、以下の①から⑥に掲げる把握対象児童数を回答してください。

- ① 把握対象児童の数
- ② 把握対象児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ③ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(平成 29 年度調査結果)に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ④ 上記③のうち、平成 28 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑤ 上記③のうち、平成 27 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑥ 上記③のうち、平成 26 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数

※ 市町村内に対象児童が存在しない場合も、調査票 2 を入力の上、提出をお願いします(都道府県名、市町村名を入力し、把握対象児童数を「0」とする。)。

4 提出期限等

- (1) 厚生労働省への回答期限(期限厳守)

平成 30 年 12 月 5 日(水)

※ 平成 30 年 11 月 30 日時点でなお安全確認ができていない児童がいる場合は、引き続き安全確認状況等の調査を行うことを予定しています。

- (2) 提出方法

- 平成 30 年 6 月 1 日時点における把握対象児童について、当該児童に関する情報及び安全確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての把握対象児童について安全確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上速やかに提出してください。

- 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛てに直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は「【〇〇県（市）】調査票」としてください。  
（提出先メールアドレス） [jidounetwork@mhlw.go.jp](mailto:jidounetwork@mhlw.go.jp)

## 5 調査結果の公表

調査結果については、取りまとめ次第速やかに公表する予定です。

**【厚生労働省担当者】**

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策防止対策推進室  
自治体支援係 岩崎、山口（内線 4898）  
Tel 03-5253-1111（代表）  
03-3595-2166（直通）

## 別添 1

### 回答上の留意事項

#### 【調査票 1】

#### 1 回答対象

調査票 1 では、把握対象児童 1 人 1 人の個別の状況を回答してください。

※ 個々の調査対象児童については、住所地市町村ごとに「調査対象児童No.」（回答欄（0））を入力を付して、情報を整理してください（※）。

（※）例えば、東京都町田市で調査対象児童が 3 名存在する場合、「調査対象児童No.」 1～3 を付して整理。

さらに、八王子市で調査対象児童が 2 名存在する場合、町田市からの続きで「調査対象児童No.」 4、5 とはせず、1、2 を付して整理。

#### 2 調査項目及び留意事項

##### (1) 全把握対象児童について必須回答の調査項目

本調査項目は、平成30年6月1日時点の状況を回答してください。

##### 【問 1】

○ 住所地都道府県名、住所地市町村名（回答欄(1)(2)）＜記述式＞

→ 把握対象児童が記録されている住民基本台帳を備える都道府県名、市町村名を回答してください。

##### 【問 2】

○ 平成 29 年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童（回答欄(3)）＜選択式＞

→ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童（平成 29 年度調査結果）に該当する把握対象児童を回答してください。

（回答欄(3)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

○ 平成 28 年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童（回答欄(4)）＜選択式＞

→ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童のうち、平成 28 年度調査から継続して居住実態が把握できない児童に該当する把握対象児童を回答してください。

（回答欄(4)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

○ 平成27年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童（回答欄(5)）＜選択式＞

→ 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童のうち、平成27年度調査から継続して居住実態が把握できない児童に該当する把握対象児童を回答してください。

（回答欄(5)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

- 平成26年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童  
(回答欄(6)) <選択式>

→ 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童のうち、平成26年度調査から継続して居住実態が把握できない児童に該当する把握対象児童を回答してください。

(回答欄(6) : 該当=1、非該当=0 のうちから選択)

【問3】

- 年齢、学年、性別 (回答欄(7)~(9)) <選択式>

→ 把握対象児童の年齢、学年、性別を回答してください。

※ 平成30年6月1日時点の状況を回答することに注意してください。

(回答欄(7) : 0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳、7歳、8歳、9歳、10歳、11歳、12歳、13歳、14歳、15歳、16歳、17歳 のうちから選択)

(回答欄(8) : 義務教育就学前、小学生、中学生、義務教育修了後 のうちから選択)

(回答欄(9) : 男、女 のうちから選択)

【問4】

- 把握対象児童として判断した主な事由 (回答欄(10)) <選択式>

→ 把握対象児童として、判断した主な事由については、本通知1の①~④のいずれかを選択してください。

【問5】

- 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童

(回答欄(11)) <選択式>

→ 把握対象児童のうち、平成30年11月30日までの間に安全確認ができた児童を回答してください。

(回答欄(11) : 該当=1、非該当=0 のうちから選択)

- (2) 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童について回答する調査項目

【問6】

- 居所都道府県名、居所市町村名 (回答欄(12)(13)) <記述式>

→ 把握対象児童が住民票を残して居所を移動している場合の移動先の居所の属する都道府県名、市町村名を回答してください。所在等を確認した結果、居所市町村が住所地市町村と同一であった場合も、当該都道府県名及び市町村名を回答してください。

- 住民票上の住所地での居住の有無 (回答欄(14)) <選択式>

→ 居所市町村が住所地市町村と同一であった場合に、継続的な家庭訪問等の結果、住民票上の住所地からは転居しておらず、同所で居住していることが確認できた児童を回答してください。

(回答欄(14) : 住民票上の住所地で居住=1、住民票上の住所地から転居=0  
のうちから選択)

【問7】

○ 安全確認ができた方法（回答欄(15)）＜選択式＞

→ 本通知2(2)のア～ウのいずれかを回答してください。

(回答欄(15)：ア 東京入国管理局に照会し、出国確認

イ 目視により確認

ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認  
のうちから選択)

○ 安全確認ができた際の情報共有の範囲（回答欄(16)）＜選択式＞

→ 「イ 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、安全確認ができた際の情報共有の範囲を回答してください。

本調査項目については、最終的に安全確認できた段階での情報共有の範囲を回答することとし、例えば同一市町村内で情報共有を行い、その上で、他都道府県の市町村又は他都道府県に所在する関係機関等との情報共有により確認できた場合は、「④他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」と回答することになります。

(回答欄(16)：①市町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認できた

②同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認できた

③同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた

④他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた  
のうちから選択)

○ 回答欄(15)でウを選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(17))＜記述式＞

→ 「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、市町村においてどのような情報により安全確認ができたと判断したのかについて、記述式で回答してください。

○ 安全確認につながる情報が得られた調査先

(回答欄(18)～(46))＜選択式・複数回答＞

→ 安全確認につながる情報が得られた調査先を全て回答してください。

安全確認につながる情報が得られた調査先とは、把握対象児童に関する情報提供を求めるなどの調査を行い、当該関係部署等からの情報が児童の安全確認につながった場合の部署等のことを指し、当該関係部署等が目視により児童を確認した場合もこれに含まれるものとします。

複数の関係部署等からの情報提供等を組み合わせることで、安全確認につながった児童については、当該情報提供等を行った全ての調査先の部署等を選択してください。

「その他」を選択する場合は別シートに記述式で回答してください。

(回答欄(18)～(46)：該当項目に1(複数回答))

○ 安全確認ができた年月日（回答欄(47)）＜記述式＞

→ 安全確認ができた年月日について「平成〇年〇月〇日」と回答してください。

【問8】

- 安全確認時等における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無  
(回答欄(48)) <選択式>

→ 「安全確認できるまでの間」又は「安全確認時」のどちらか一方でも「虐待又は虐待の疑い」に関する情報があれば「情報あり」を回答してください。

(回答欄(48)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

(内容例)

～「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の例～

- ・以前から転居を繰り返す世帯として把握があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない(疑いがある)場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を把握した場合
- ・当該児童の年齢に応じた発育状況を確認できず、保護者から虐待を疑わせる言動(例えば「子どもを外出させていない」など)があった場合
- ・当該児童が重傷(又は死亡)に至っており、保護者の説明、警察の捜査等を通じた情報から、重傷(又は死亡)の原因が保護者からの虐待によるものであることが疑われた場合

- 回答欄(48)で「虐待又は虐待の疑い」に関する情報ありと回答した場合の当該情報の詳細、安全確認時の児童等の状況(回答欄(49)) <記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合に、当該情報の詳細、安全確認時の状況を記述式で回答してください。

- 回答欄(48)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した児童に対する市町村、児童相談所等による支援等の状況

(回答欄(50)～(72)) <選択式・複数回答>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」の児童の安全確認後に市町村、児童相談所等において行った児童及び家庭への支援、措置等について全て回答してください。

「その他」を選択する場合は記述式で回答してください。

(回答欄(50)～(72)：該当項目に1(複数回答))

【問9】

- 回答欄(8)で「小学生」又は「中学生」と回答し、回答欄(15)で「イ 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合の安全確認時における児童の就学の状況(回答欄(73)) <選択式>

→ 学年が「小学生」又は「中学生」で、「イ 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」により安全確認をした把握対象児童について、安全確認時における児童の就学の状況を回答してください。

(回答欄(73)：①小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に通学し

ている

- ②小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍しているが、病気等により長期欠席の状態にある
- ③学校以外の教育機関（いわゆるインターナショナルスクール等）に通っている
- ④学校以外の教育機関にも通っていない（就学猶予・免除等の状況にある）
- ⑤把握できない  
のうちから選択)

(3) 平成30年11月30日までに安全確認ができない児童について回答する調査項目  
本調査項目は、平成30年11月30日時点の状況を回答してください。

【問10】

- 家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況

(回答欄(74)(75)) <選択式>

→ 把握対象児童について、住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹等の家族の状況（居住実態の状況）及び訪問調査を行った際の住居の状況（居住している様子があるか等）について回答してください。

なお、「住所地の住居における居住状況」において、「居住状況不明」とは、訪問調査を行ったにもかかわらず、例えばマンションのオートロックで応答がなかった場合等により住民票上の住居の状況が確認できなかった場合をいい、「確認未実施」とは、訪問調査を行っていないなど住居の状況の確認自体を行っていない場合をいいます。

(回答欄(74)：児童以外全員把握、児童のほか1人以上不明、児童とともに全員不明、同居家族なし、確認未実施のうちから選択)

(回答欄(75)：当該家庭が居住している様子あり、当該家庭が居住している様子なし、居住状況不明、確認未実施のうちから選択)

- 住所地の住居における児童の居住の可能性（回答欄(76)) <選択式>

→ 当該児童が居住している様子の有無について回答してください。

(回答欄(76)：居住している様子あり、居住している様子なし、不明のうちから選択)

【問11】

- 家庭訪問調査の実施回数（回答欄(77)) <選択式>

→ 把握対象児童と判断して以降に行った家庭訪問調査の実施回数を回答してください。複数の部局で家庭訪問を行った場合は、その合計数を回答してください。訪問場所は、児童の住所地のほか、児童が所在している可能性がある親族宅等も含みます。

(回答欄(77)：未実施、1回、2回、3回、4回、5～9回、10回以上のうちから選択)

【問12】

- 把握対象児童の所在等を確認するための調査先

(回答欄(78)～(102)) <選択式・複数回答>

→ 把握対象児童について、所在等を確認するために本調査の担当部署等(児童虐待担当等が要保護児童対策地域協議会の調整機関として調査を行った場合も含む。)が調査を行った先の部署等について回答してください。

なお、「警察署」を選択する際は、警察署に情報提供・相談・協力依頼等を行ったことについて、受け手である当該警察署と認識が共有できている場合に計上してください(回答に当たっては、相談等を行った各警察署に確認してください)。

(回答欄(78)～(102): 該当項目に1(複数回答))

【問13】

○ 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無(回答欄(103)) <選択式>

→ 把握対象児童について、安全確認のための調査等を行う中での「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無を回答してください。

(回答欄(103): 情報あり=1、情報なし=0のうちから選択)

(内容例)

- ・以前から転居を繰り返す世帯として把握があり、適切に乳幼児健康診査/教育等を受けさせていない(疑いがある)場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を把握した場合

○ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細・具体的対応(回答欄(104)) <記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細を、記述式で回答してください。また、「虐待又は虐待の疑い」に関する情報を入手したことによって行った具体的な対応についても回答してください。

【問14】

○ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況(回答欄(105)) <選択式>

→ 把握対象児童について、要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況を回答してください。

(回答欄(105): 登録済=1、登録していない=0のうちから選択)

○ 回答欄(105)で「登録していない」と回答した場合に要保護児童対策地域協議会にケース登録をしない理由

(回答欄(106)) <記述式>

→ 「登録していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問15】

○ 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況(回答欄(107)) <選択式>

→ 把握対象児童について、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市町村から児童相談所

に対して、把握対象児童の存在を伝え、

- ・児童相談所の情報ネットワーク等から安全確認につながる情報を把握した場合は、市町村に即時連絡する
- ・市町村の行う家庭訪問に同行してもらう
- ・児童相談所が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合 等

広く安全確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた複数の関係機関に対して情報共有・協力依頼を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、児童相談所においても市町村から当該依頼を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(107)：依頼済=1、依頼していない=0 のうちから選択)

- 回答欄(107)で「依頼していない」と回答した場合に児童相談所に依頼しない理由(回答欄(108))<記述式>

→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問16】

- 警察との情報共有・連携状況(回答欄(109))<選択式>

→ 把握対象児童について、警察との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市町村から警察に対して、把握対象児童の存在を伝え、

- ・警察の情報ネットワーク等から安全確認につながる情報を把握した場合は、市町村に即時連絡する
- ・警察において安全確認のために調査を行う
- ・警察が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合 等

広く安全確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、警察を含めた複数の関係機関に対して協力依頼等を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、警察においても市町村から当該情報提供等を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(109)：依頼済=1、依頼していない=0)

- 回答欄(109)で「依頼済」と回答した場合に行方不明者届提出の有無

(回答欄(110))<選択式>

→ 「依頼済」と回答した場合に、把握対象児童に係る行方不明者届提出の有無を回答してください。

ここで、行方不明者届提出については、児童相談所等の関係機関だけでなく、親族等によるものも含まれます。

本調査項目については、警察署や親族等に確認した上で回答してください。

(回答欄(110)：提出済＝1、提出していない＝0 のうちから選択)

- 回答欄(109)で「依頼していない」と回答した場合に警察に依頼しない理由  
(回答欄(111)) <記述式>  
→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問17】

- 東京入国管理局への出入(帰)国記録の照会(回答欄(112)) <選択式>  
→ 把握対象児童について、平成30年11月30日までに東京入国管理局へ出入(帰)国記録の照会を行ったかどうかを回答してください。  
(回答欄(112)：照会を実施＝1、照会を未実施＝0 のうちから選択)
- 海外出国・居住の可能性に関する情報の有無(回答欄(113)) <選択式>  
→ 把握対象児童について、安全確認のための調査等を行う中での、海外出国や海外居住の可能性に関する情報の有無について回答してください。  
(回答欄(113)：情報あり＝1、情報なし＝0 のうちから選択)
- 回答欄(113)で「情報あり」と回答した場合に海外出国・居住の可能性に関する情報の内容(回答欄(114)) <記述式>  
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問18】

- DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無  
(回答欄(115)) <選択式>  
→ 把握対象児童について、安全確認のための調査等を行う中での、保護者間のDVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無について回答してください。  
(回答欄(115)：情報あり＝1、情報なし＝0 のうちから選択)
- 回答欄(115)で「情報あり」と回答した場合にDVで他市町村に避難している可能性に関する情報の内容(回答欄(116)) <記述式>  
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問19】

- 所在等を確認する上で生じている個々の問題点(回答欄(119)) <記述式>  
→ 把握対象児童の所在等を確認する上で生じている個々の問題点等について、具体的に記述式で回答してください。

## 回答上の留意事項

## 【調査票 2】

## 1 回答対象

調査票 2 では、市町村ごとに次の①から⑥に掲げる児童数を回答してください。

- ① 把握対象児童の数【問 2】
- ② 把握対象児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数【問 2】
- ③ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(平成 29 年度調査結果)に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数【問 3】
- ④ 上記③のうち、平成 28 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数【問 4】
- ⑤ 上記③のうち、平成 27 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数【問 5】
- ⑥ 上記③のうち、平成 26 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数【問 6】

## 2 調査項目及び留意事項

## 【問 1】

- 住所地都道府県名、住所地市町村名（回答欄（1）（2））
  - 都道府県名及び都道府県内の全ての市町村名を回答してください（指定都市及び中核市を除く。指定都市及び中核市の場合は当該市名を回答してください。）。
  - 市町村内に把握対象児童が存在しない場合も、市町村名のみ記載してください。

## 【問 2】

- 把握対象児童の数（平成30年 6 月 1 日時点）（回答欄（3））
  - 各市町村の把握対象児童数を回答してください。
- 回答欄（3）の児童うち、平成30年 6 月 1 日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（4））
  - 各市町村の把握対象児童のうち、平成30年 6 月 1 日から11月30日までの間に安全確認ができた児童数を回答してください。

## 【問 3】

- 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童（平成29年度調査結果）に該当する児童数（回答欄（5））
  - 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童（平成29年度調査結果）について、市町村ごとに当該児童の数を回答してください。
- 回答欄（5）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（6））

【問4】

- 平成28年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童数  
(回答欄（7）)
  - 回答欄（5）の児童のうち、平成28年度調査から居住実態が把握できない児童について、市町村ごとに当該児童の数を回答してください。
- 回答欄（7）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（8））

【問5】

- 平成27年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童数  
(回答欄（9）)
  - 回答欄（5）の児童のうち、平成27年度調査から居住実態が把握できない児童について、市町村ごとに児童の数を回答してください。
- 回答欄（9）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（10））

【問6】

- 平成26年度調査から居住実態が把握できない児童6人に該当する児童数  
(回答欄（11）)
  - 回答欄（5）の児童のうち、平成26年度調査から居住実態が把握できない児童について、市町村ごとに児童の数を回答してください。
- 回答欄（11）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（12））

【調査票1】

調査対象児童№	全把握対象児童について必須回答の調査項目																							
	問1		問2				問3		問4	問5	問6						自市町村の関係部署等							
	住所地 都道府県名	住所地 市町村名	平成29年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	平成28年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	平成27年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	平成26年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	年齢 (平成30年6月1日時点)	学年 (平成30年6月1日時点)	性別	把握対象児童の存在を把握する端緒となった主な事由	平成30年6月1日から11月30日までの間に所在等が確認できた児童	居所 都道府県名	居所 市町村名	住民票上の住所地での居住の有無	安全確認ができた方法	安全確認ができた際の情報共有の範囲	情報の信頼性に確信が持てると判断した根拠	母子保健担当(保健センターを含む。)	児童家庭相談担当(福祉事務所の家庭児童相談室を含む。)	保育の実施事務担当	児童手当、児童扶養手当等担当	生活保護担当	市設置の児童相談所	教育委員会
(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								
31																								
32																								
33																								
34																								
35																								
36																								
37																								
38																								
39																								
40																								









【調査票2】

	問1		問2		問3		問4		問5		問6	
	住所地 都道府県名	住所地 市町村名	把握対象 児童数 (平成30年6月1 日 時点)	(3)のうち安 全確認ができ た 児童数	平成30年6月 1日時点で居 住実態が把 握できない 児童数	(5)のうち、所 在等の確認 ができた児童 数	(5)のうち、 平成28年度 調査から居住 実態が把握で きない児童数	(7)のうち、所 在等の確認 ができた児童 数	(5)のうち、 平成27年度 調査から居住 実態が把握で きない児童数	(9)のうち、所 在等の確認 ができた児童 数	(5)のうち、 平成26年度 調査から居住 実態が把握で きない児童数	(11)のうち、所 在等の確認 ができた児童 数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												

子 発 0720 第 4 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各〔都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

### 児童相談所等における専門性強化の取組促進について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増しているほか、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

児童虐待については、「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

児童虐待対策を進めていくためには、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められている。

このため、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、下記のとおり、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修の着実な実施、民間等で実施されている全国研修の活用、研修実施等に活用可能な予算制度等について整理したので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所をはじめ管内の市町村のほか地域において児童虐待対応に携わる関係機関にも周知を図るとともに、児童相談所の体制、専門性の強化に向けて、一層の取組をお願いします。

## 記

### 1 児童相談所における職員の専門性確保の重要性

児童相談所は、受け付けた虐待通告等に基づく調査・診断・判定・見立て、一時保護などによる緊急介入を行うための危機状態及び緊急度の判断、親子分離の必要性の判断、個々の子どもの状況に応じた適切かつ具体的な援助指針（援助方針）の策定、市町村を始めとする関係機関との連携、必要となる法的対応への適切な対応など、極めて高度な専門的知識と技術を必要とする業務を担っている。

虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、こうした児童相談所の業務が適切に遂行される必要があり、そのためには、児童相談所の専門性の確保、向上を図ることが不可欠である。

こうした状況に対応するため、

- ・児童相談所の体制強化を図るため、平成28年に決定した「児童相談所強化プラン」に基づき、平成31年度までの目標を設定し、児童福祉司等の専門職の増員を図るとともに、
- ・平成29年4月から児童福祉司等の研修受講を義務化し、研修カリキュラム等を策定・周知するなどにより、児童相談所職員の専門性の向上を図ってきたところである。増加し続ける児童虐待への対応をさらに強化するため、当該プランを前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を年内に策定することとしているが、引き続き、積極的な取組を進めていただくとともに、義務化された研修の着実な実施をお願いする。

このほか、児童相談所のさらなる専門性の確保・向上を図るためには、

- ・福祉系の大学や専門学校等の就職担当者と連携を図り業務紹介の機会を設けるなど、早い段階からの学生への働きかけ
- ・専門職団体等への働きかけによる人材掘り起こし
- ・人事当局への積極的な働きかけによる専門職採用の推進
- ・将来的に指導・教育的立場に立つ職員（スーパーバイザー）の計画的な育成
- ・個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルの見直し

などにより、職員個人の専門性を確保することにとどまらず、組織としての経験が蓄積され、引き継がれていくことが重要であることから、こうしたことに留意し、計画的な人材確保・育成策を講じるようお願いする。

## 2 受講が義務化された研修の着実な実施等について

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）では、児童相談所及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

具体的には、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 13 条第 3 項第 5 号、同条第 8 項及び第 25 条第 8 項並びに児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 6 条第 11 号及び第 12 号において、以下の（1）から（4）までに定める研修等の受講が義務付けられた。

- （1）社会福祉主事から児童福祉司に任用される者については、厚生労働大臣が定める講習会の課程の修了（法第 13 条第 3 項第 5 号、規則第 6 条第 11 号、同条第 12 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 134 号）
- （2）児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 13 条第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （3）法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 13 条第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （4）法第 25 条の 2 第 6 項及び第 7 項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 25 条の 2 第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 132 号）

これらの研修の実施に当たっては、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただくとともに、平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」において作成した、研修の質の標準化を図るためのテキスト案（※）を活用いただき、管内児童相談所の児童福祉司等や要保護児童対策調整機関の調整担当者が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いする。

※日本社会事業大学 HP 参照

（URL：<http://www.jcsw.ac.jp/research/kenkyujigyo/2018-0416-1605-29.html>）

また、このほか、毎年、子どもの虹情報研修センターや国立武蔵野学院等で実施されている全国研修を積極的に活用いただくことにより、義務研修等の講師、児童心理司、一時保護所職員、市区町村や母子保健分野における児童虐待対応職員等の養成を図られたい。

### 3 活用可能な予算制度

法に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示す。

事業の詳細な内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成17年5月2日付け雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただきたい。

なお、平成30年度予算を前提としたものであり、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしている。

#### (1) 義務研修

##### ① 児童福祉司任用前講習会等

###### ア 児童福祉司任用前講習会

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）は、法第13条第3項第5号又は児童福祉法施行規則第6条第11号若しくは同条第12号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会を実施する。
- なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能。特に、児童福祉司任用前講習会は、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

###### 【補助単価】

1 都道府県等当たり 3,063,000 円

###### イ 厚生労働大臣が定める講習会

- 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号まで及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（以下「指定講習会」という。）を実施する。
- 市町村の職員も受講可能であることから、指定講習会の内容には、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども

家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。

- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

**【補助単価】**

1 都道府県等当たり 695,000 円

② 児童福祉司任用後研修

- 都道府県等は、児童福祉司を対象として、法第 13 条第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

**【補助単価】**

1 都道府県等当たり 3,063,000 円

③ 児童福祉司スーパーバイザー研修

- 都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）を対象として、法第 13 条第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

**【補助単価】**

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,046,000 円

研修を委託する場合 : 1 都道府県等当たり 330,000 円

④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

- 都道府県等は、調整機関に配置される調整担当者を対象として、法第 25 条の 2 第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

**【補助単価】**

1 都道府県等当たり 2,959,000 円

⑤ 児童相談所長研修

- 都道府県等は、児童相談所長を対象として、法第 12 条の 3 第 3 項に

規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。

**【補助単価】**

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,046,000 円

研修を委託する場合 : 1 都道府県等当たり 213,000 円

(2) 義務研修以外の研修等

① 医療機関従事者研修

- 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、歯科医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象として児童虐待に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図る。
- 総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施するとともに、研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅広い診療科の医師等を対象とする。

**【補助単価】**

1 都道府県等、中核市及び特別区当たり 550,000 円

② 虐待対応関係機関専門性強化事業

ア 協力体制整備

- 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
- 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。
- 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。

**【補助単価】**

研修を実施した場合

: 1 都道府県等当たり 306,000 円

研修等への参加を促進した場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 306,000 円

#### イ 専門家の養成等

- 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドラインを作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。
- 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施する。

##### 【補助単価】

1 都道府県等当たり 221,000 円

#### ウ 未成年後見制度研修

- 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

##### 【補助単価】

1 都道府県等当たり 195,000 円

#### ③ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

- 都道府県等又は市町村は、(1)に掲げる研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。
- 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等((1)に掲げる研修を含む。)への参加を促進する。

##### 【補助単価】

研修を企画し、実施する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 891,000 円

研修等への参加を促進する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 196,000 円

#### ④ 研修専任コーディネーターの配置

- 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。
- 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行う。

## 【補助単価】

1 都道府県等当たり 4,475,000 円

### 4 その他

このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」にあるとおり、児童相談所における専門性強化の取組を促進するため、以下の対策を講じることとしている。

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。

子 発 0720 第 5 号  
平成 30 年 7 月 20 日

別記の団体の長宛て

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

児童相談所における専門人材の確保等について（協力依頼）

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増しているほか、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しています。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。

児童虐待に対応する専門機関である児童相談所は、受け付けた虐待通告等に基づく調査・診断・判定・見立て、一時保護などによる緊急介入を行うための危機状態及び緊急度の判断、親子分離の必要性の判断、個々の子どもの状況に応じた適切かつ具体的な援助指針（援助方針）の策定、市町村を始めとする関係機関との連携、必要となる法的対応への適切な対応など、極めて高度な専門的知識と技術を必要とする業務を担っています。

このような現状のもと、虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、こうした児童相談所の業務が適切に遂行されるよう、児童相談所の専門性の確保・向上を図ることが必要となっております。

このため、これまで、

- ・ 児童相談所の体制強化を図るため、平成 28 年に決定した「児童相談所強化プラン」に基づき、平成 31 年度までの目標を設定し、児童福祉司等の専門職の増員を図るとともに、
- ・ 平成 29 年 4 月から児童福祉司等の研修の受講を義務化し、研修カリキュラム等を策定・周知するなどにより、児童相談所職員の専門性の向上

を図ってきたところです。また、増加し続ける児童虐待への対応をさらに強化するため、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、当該プランを前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を年内に策定することとしています。

引き続き、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」といいます。）に対してこれらに対する積極的な取組をお願いしているところですが、これを進めていくに当たっては、児童相談所における専門人材の確保が不可欠となっております。

現在、児童相談所の児童福祉司については、

- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 医師
- ・ 保健師・保育士等の一定の資格を有し、講習終了などの要件を満たした者

等がその任用資格として法令上定められています。（別添1参照）

また、児童心理司については、今般、「児童相談所運営指針の改正について」（平成30年7月20日付け子発第0720第3号）により、平成27年9月に議員立法により成立し、平成29年9月に施行された公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づく公認心理師が、その任用資格を有する者として該当することを明確化したところです。（別添2参照）

つきましては、貴職におかれましては、児童相談所の児童虐待対応の強化のため、貴会会員への周知など、児童相談所の専門人材の確保への特段の御協力、御支援を賜るようお願いいたします。

また、貴会における児童虐待分野に関する研修などによる知識の向上にかかわる取組の推進や、障害分野・高齢者分野などに携わる貴会会員におかれても、特に、複合的な課題がある家庭において、子どもが関連する場合には、市町村や児童相談所などと速やかに連携いただくなど児童虐待対応の推進に引き続き御配意をいただきますようお願いいたします。

なお、本件に関連し、別紙のとおり各都道府県知事等に対し通知しておりますので申し添えます。

(別記団体)

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本看護協会

公益社団法人日本社会福祉士会

公益社団法人全国私立保育園連盟

公益社団法人日本医療社会福祉協会

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

社会福祉法人日本保育協会

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会

一般社団法人日本心理学諸学会連合

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会

公認心理師養成機関連盟

日本臨床心理士養成大学院協議会

臨床心理職国家資格推進連絡協議会

医療心理師国家資格制度推進協議会

# 児童福祉司の各任用区分について

別添1

## ①児童福祉司の各任用区分

児童福祉法 第13条第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

## ②児童福祉司の各任用区分(児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分)

児童福祉法 施行規則第6条	内容
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
4号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者
6号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
7号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
8号	看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
9号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
10号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては三年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
11号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間      ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
12号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
13号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

①児童心理司の各任用区分

児童福祉法第12条の3第6項	内容
1号	心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者

②児童心理司の各任用区分(児童福祉法第12条の3第6項第1号に規定する「準ずる資格を有する者」の例)

児童相談所 運営指針	内容
	公認心理師法(平成27年法律第68号)に規定する公認心理師となる資格を有する者
	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

(参考)

子発 0720 第 3 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各〔都道府県知事〕殿  
〔指定都市市長〕  
〔児童相談所設置市市長〕

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

### 児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」(平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知)において具体的に示しているところである。

また、児童虐待については、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について(平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)でお示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)が取りまとめられた。

緊急総合対策では、緊急に実施する重点対策として「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたこと等に伴い、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表（抄）

新	旧
<p>児童相談所運営指針</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 （略） 第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。<u>ここでいう「これに準ずる資格を有する者」には、以下の者が含まれること。</u></p> <p>① <u>公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者</u></p> <p>② <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</u></p> <p>③ <u>学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>④ <u>外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>児童相談所運営指針</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 （略） 第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。</p> <p>(4) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

子 発 0720 第 4 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各〔都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

### 児童相談所等における専門性強化の取組促進について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増しているほか、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

児童虐待については、「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

児童虐待対策を進めていくためには、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められている。

このため、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、下記のとおり、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修の着実な実施、民間等で実施されている全国研修の活用、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理したので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所をはじめ管内の市町村のほか地域において児童虐待対応に携わる関係機関にも周知を図るとともに、児童相談所の体制、専門性の強化に向けて、一層の取組をお願いします。

## 記

### 1 児童相談所における職員の専門性確保の重要性

児童相談所は、受け付けた虐待通告等に基づく調査・診断・判定・見立て、一時保護などによる緊急介入を行うための危機状態及び緊急度の判断、親子分離の必要性の判断、個々の子どもの状況に応じた適切かつ具体的な援助指針（援助方針）の策定、市町村を始めとする関係機関との連携、必要となる法的対応への適切な対応など、極めて高度な専門的知識と技術を必要とする業務を担っている。

虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、こうした児童相談所の業務が適切に遂行される必要があり、そのためには、児童相談所の専門性の確保、向上を図ることが不可欠である。

こうした状況に対応するため、

- ・児童相談所の体制強化を図るため、平成28年に決定した「児童相談所強化プラン」に基づき、平成31年度までの目標を設定し、児童福祉司等の専門職の増員を図るとともに、
- ・平成29年4月から児童福祉司等の研修受講を義務化し、研修カリキュラム等を策定・周知するなどにより、児童相談所職員の専門性の向上を図ってきたところである。増加し続ける児童虐待への対応をさらに強化するため、当該プランを前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を年内に策定することとしているが、引き続き、積極的な取組を進めていただくとともに、義務化された研修の着実な実施をお願いする。

このほか、児童相談所のさらなる専門性の確保・向上を図るためには、

- ・福祉系の大学や専門学校等の就職担当者と連携を図り業務紹介の機会を設けるなど、早い段階からの学生への働きかけ
- ・専門職団体等への働きかけによる人材掘り起こし
- ・人事当局への積極的な働きかけによる専門職採用の推進
- ・将来的に指導・教育的立場に立つ職員（スーパーバイザー）の計画的な育成
- ・個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルの見直し

などにより、職員個人の専門性を確保することにとどまらず、組織としての経験が蓄積され、引き継がれていくことが重要であることから、こうしたことに留意し、計画的な人材確保・育成策を講じるようお願いする。

## 2 受講が義務化された研修の着実な実施等について

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）では、児童相談所及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

具体的には、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 13 条第 3 項第 5 号、同条第 8 項及び第 25 条第 8 項並びに児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 6 条第 11 号及び第 12 号において、以下の（1）から（4）までに定める研修等の受講が義務付けられた。

- （1）社会福祉主事から児童福祉司に任用される者については、厚生労働大臣が定める講習会の課程の修了（法第 13 条第 3 項第 5 号、規則第 6 条第 11 号、同条第 12 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 134 号）
- （2）児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 13 条第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （3）法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 13 条第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （4）法第 25 条の 2 第 6 項及び第 7 項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 25 条の 2 第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 132 号）

これらの研修の実施に当たっては、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただくとともに、平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」において作成した、研修の質の標準化を図るためのテキスト案（※）を活用いただき、管内児童相談所の児童福祉司等や要保護児童対策調整機関の調整担当者が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いします。

※日本社会事業大学 HP 参照

(URL : <http://www.jcsw.ac.jp/research/kenkyujigyo/2018-0416-1605-29.html>)

また、このほか、毎年、子どもの虹情報研修センターや国立武蔵野学院等で実施されている全国研修を積極的に活用いただくことにより、義務研修等の講師、児童心理司、一時保護所職員、市区町村や母子保健分野における児童虐待対応職員等の養成を図られたい。

### 3 活用可能な予算制度

法に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示す。

事業の詳細な内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成17年5月2日付け雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただきたい。

なお、平成30年度予算を前提としたものであり、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしている。

#### (1) 義務研修

##### ① 児童福祉司任用前講習会等

###### ア 児童福祉司任用前講習会

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）は、法第13条第3項第5号又は児童福祉法施行規則第6条第11号若しくは同条第12号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会を実施する。
- なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能。特に、児童福祉司任用前講習会は、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

###### 【補助単価】

1 都道府県等当たり 3,063,000 円

###### イ 厚生労働大臣が定める講習会

- 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号まで及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（以下「指定講習会」という。）を実施する。
- 市町村の職員も受講可能であることから、指定講習会の内容には、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども

家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。

- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

**【補助単価】**

1 都道府県等当たり 695,000 円

② 児童福祉司任用後研修

- 都道府県等は、児童福祉司を対象として、法第 13 条第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

**【補助単価】**

1 都道府県等当たり 3,063,000 円

③ 児童福祉司スーパーバイザー研修

- 都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）を対象として、法第 13 条第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

**【補助単価】**

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,046,000 円

研修を委託する場合 : 1 都道府県等当たり 330,000 円

④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

- 都道府県等は、調整機関に配置される調整担当者を対象として、法第 25 条の 2 第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

**【補助単価】**

1 都道府県等当たり 2,959,000 円

⑤ 児童相談所長研修

- 都道府県等は、児童相談所長を対象として、法第 12 条の 3 第 3 項に

規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。

【補助単価】

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,046,000 円  
研修を委託する場合 : 1 都道府県等当たり 213,000 円

(2) 義務研修以外の研修等

① 医療機関従事者研修

- 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、歯科医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象として児童虐待に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図る。
- 総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施するとともに、研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅広い診療科の医師等を対象とする。

【補助単価】

1 都道府県等、中核市及び特別区当たり 550,000 円

② 虐待対応関係機関専門性強化事業

ア 協力体制整備

- 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
- 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。
- 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。

【補助単価】

研修を実施した場合

: 1 都道府県等当たり 306,000 円

研修等への参加を促進した場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 306,000 円

#### イ 専門家の養成等

- 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドラインを作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。
- 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施する。

##### 【補助単価】

1 都道府県等当たり 221,000 円

#### ウ 未成年後見制度研修

- 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

##### 【補助単価】

1 都道府県等当たり 195,000 円

#### ③ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

- 都道府県等又は市町村は、(1)に掲げる研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。
- 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等((1)に掲げる研修を含む。)への参加を促進する。

##### 【補助単価】

研修を企画し、実施する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 891,000 円

研修等への参加を促進する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 196,000 円

#### ④ 研修専任コーディネーターの配置

- 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。
- 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行う。

## 【補助単価】

1 都道府県等当たり 4,475,000 円

### 4 その他

このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」にあるとおり、児童相談所における専門性強化の取組を促進するため、以下の対策を講じることとしている。

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。

子 発 0720 第 6 号  
平成 30 年 7 月 20 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
各 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 殿  
中 核 市 市 長  
施 行 時 特 例 市 市 長  
特 別 区 区 長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の  
拡大に向けた協力について（依頼）

児童相談所の児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続け、複雑・困難なケースも増加しており、特に都市部においては、支援の網の目を細かくし、関係機関が連携して迅速に対応する必要があります。

児童相談所の設置に関しては、「児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」（平成 29 年 3 月 22 日付け雇児発 0322 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により拡大に向けた協力を依頼するとともに、「児童相談所設置に向けた検討及び都道府県との協議について（依頼）」（平成 29 年 3 月 22 日付け雇児発 0322 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により児童相談所設置に向けた都道府県との協議を依頼してきたところです。

平成 28 年 6 月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）において、中核市に加え特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られ、同法の附則において「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。

厚生労働省においては、平成 29 年度、平成 30 年度予算をはじめ、これまでも財政面・制度面における必要な支援を行ってきたところですが、引き続き各市区との情報共有を密に図るとともに、児童相談所設置に向けた課題を整理し、必要な支援を検討することとしています。

現行の支援策の具体的な内容については、下記を参照の上、各市区におかれては、児童相談所設置に向けた検討を進めていただくとともに、都道府県との児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致します。また、都道府県等におかれては、市区において児童相談所設置に向けた検討が行われ

る際には、下記を踏まえて、必要な支援を行っていただくとともに、児童福祉法等改正法において児童相談所を設置できる自治体の拡大を行った趣旨をご理解いただき、市区と児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言です。

## 記

### 1. 児童相談所設置自治体の拡大の趣旨・経緯

平成 16 年の児童福祉法（平成 16 年法律第 153 号）の改正により、中核市は、政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することができることとされました。この改正の背景としては、児童と家庭に関する相談について市町村の役割を強化する中で、中核市程度の人口規模等を有する自治体について児童相談所を設置することにより、

- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となること
- ・ 中核市は保健所設置市でもあり、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となること

から、その設置を図ることが適当であるとされた一方、こうした自治体における児童相談所の設置については、専門性の確保等の課題があること等から、地域の実情に応じ、段階的に進めていくことが必要であることを踏まえ、政令で指定した市は児童相談所を設置できることとしたものです。

平成 28 年児童福祉法等改正法においては、特別区についても、

- ・ 多くの特別区が人口について中核市と同様の規模を有しており、児童と家庭に関する重篤な問題の発生も多いこと
- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となり、かつ、保健所を設置する主体であり保健福祉にわたる総合的なサービスの提供が可能となること

から、事務遂行体制等が確保されるものであれば、児童相談所の設置を目指す特別区についても、市と同様、国が政令で指定できることとされました。

### 2. 児童相談所設置に向けた都道府県等における支援について

現在中核市において児童相談所を設置しているのは横須賀市・金沢市の 2 市にとどまっております。この背景として、

- (1) 児童相談所の設置に係る人材確保・育成
- (2) 児童相談所及び一時保護所の整備
- (3) その他児童相談所の設置に係る事務手続

に課題があると考えられますが、市区において児童相談所の設置を検討する場合は、課題解決に向けて都道府県等の支援が必要であることから、主に以下の事項について、市区と調整の上、必要な支援を実施していただきますようお願い致します。

- (1) 児童相談所の設置に係る人材確保・育成
  - ① 児童相談所設置準備から設置後に至るまで、都道府県等と市区間の人事交流の実施
  - ② 都道府県等が開催する研修（児童福祉司任用前講習会を含む。）への市区職員の参加要請
- (2) 児童相談所及び一時保護所の整備
  - ① 児童相談所及び一時保護所の組織体制に関する情報提供の実施
  - ② 市区が一時保護所を設置するまでの間の都道府県等が設置する一時保護所の共同利用の実施
- (3) その他児童相談所設置に係る事務手続
  - ① 都道府県等と市区合同の協議体を設置するなど、市区における児童相談所設置に向けた協議の実施
  - ② 児童相談所設置に伴い移譲される業務内容の整理
  - ③ 児童福祉施設の都道府県等と市区の相互利用に向けた調整

### 3. 児童相談所設置に向けた主な支援策について（別紙）

厚生労働省における児童相談所設置に向けた主な支援策としては、以下の財政面、制度・運用面における必要な支援を行っており、市区においては、これらを活用し、児童相談所設置に向けた検討を進めていただくとともに、都道府県との児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致します。

#### 【財政面における支援】

##### ◆人材確保・育成支援

- ① 市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置  
(市区対象事業)
- ② 研修専任コーディネーターの配置（都道府県等・市区対象事業）
- ③ 市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置（都道府県等対象事業）
- ④ 都道府県等職員（SV等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等対象事業）

##### ◆施設整備への支援（一時保護所）

- ① 一時保護所の創設（都道府県等・市区対象事業）
- ② 個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算（市区対象事業）

#### 【制度・運用面における支援】

##### ◆人材確保・育成支援

- ① 各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ② 児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③ 児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

##### ◆手続き面の整理

- ① 児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ② 児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

#### 4. 留意事項

本通知中の「3. 児童相談所設置に向けた主な支援策について」において記載している支援策は、市区における児童相談所の設置促進を図るための現在の支援等をまとめたものであり、今後、市区と意見交換等を実施し、児童相談所設置に向けた課題等を整理した上で、必要な支援策を検討したいと考えております。

なお、児童相談所設置に向けた検討状況につきましては、引き続き定期的に報告を依頼させていただく予定ですので、ご協力をお願い致します。

また、人材確保・育成や一時保護所の整備については、児童虐待・DV対策総合支援事業国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用いただきますようお願い致します。

以上

# 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

## 現状

・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるように、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

## 対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算において、以下の費用への補助を行う。

### 財政面における支援

#### ◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶが間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助) **《平成30年度予算新規》**

#### ◆施設整備への支援(一時保護所)

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 **《平成30年度予算新規》**

### 制度・運用面における支援

#### ◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

#### ◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

子家発 0720 第 5 号  
子母発 0720 第 3 号  
平成 30 年 7 月 20 日

都道府県  
指定都市  
各 中核市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿  
保健所設置市  
特別区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公印省略）  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
（公印省略）

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について

児童虐待防止対策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたところである。

今回のような痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、必要な支援策につなげることが重要である。

児童虐待の早期発見・早期対応については、これまで各都道府県・市区町村の

児童福祉・母子保健主管部局長あてに「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により留意点をお示ししているところであるが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下記の児童虐待の発生予防に係る取組を徹底するようお願いする。

また、都道府県においては管内市区町村及び関係機関に対して周知いただきたい。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭など虐待発生リスクが高い家庭への対応

乳幼児健康診査、予防接種などの保健・福祉サービスや、就学時の健康診断などの学校保健において、受診勧奨を行っても未受診であるなど合理的理由なく受診しない子どもの家庭（兄弟姉妹が未受診の家庭も含む）については、虐待発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。このため、市区町村の母子保健担当部署及び教育委員会においては、こうした家庭への対応に関し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づく、児童虐待担当部署との情報共有、連携した支援について今一度点検・確認を行い、万全の体制を構築するようお願いする。

なお、児童虐待の早期発見の観点から、乳幼児健診の機会に子どもと会えなかった家庭に対して民生児童委員が訪問して子どもを現認し、それでも子どもと会えなかった場合には、保健師等による家庭訪問を継続して、全ての子どもの安全を現認し、必要に応じて、保健相談や子育て支援サービスにつ

なく取組を実施している自治体の事例を（別添3）に添付しているので、こうした取組も参考とされたい。

## 2 転居への対応等

- 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、次の点に留意すること
  - ・ 転居の場合、子どもの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険があるため、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこと。さらに、必要に応じて、移管先の児童相談所間に引継ぎ状況の確認を行うこと。
  - ・ 転出元市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、転出先市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。自治体間の危険度の認識の差をなくすため、ケース移管後、少なくとも1か月間は転出元の市町村の支援方針を継続する。1か月を経た時点で、転出先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針の継続・見直しについて検討すること。
- 通告後、48時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず関係機関においても安全確認が行うことができないケースについては、児童福祉法第25条の7第1項第1号及び同条第2項第1号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

### （別添1）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

### （別添2）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

### （別添3）

こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

雇児総発 0611 第 1 号  
雇児母発 0611 第 1 号  
平成 25 年 6 月 11 日

各  
都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区

児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長  
(公印省略)

母子保健課長  
(公印省略)

### 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本年 4 月に神奈川県横浜市において、6 歳（当時）女兒が虐待を受けて亡くなり、遺棄され、遺体が発見されるという痛ましい事件が発生したところである。

関係自治体が把握している情報などから、本児の家庭及び本児については、

- ・ 本児は就学時の健康診断未受診、また、きょうだいについては乳幼児健康診査が未受診であったこと
- ・ 本児は学齢期に至っても不就学であったこと
- ・ 住民基本台帳に登録されている自治体に居住実態がなく、本児の家庭及び本児の状況把握が困難であったこと

などの特徴が見受けられる。

これらの特徴を有する家庭は、虐待の発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（別添 1、平成 24 年 11 月 30 日付雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 11 月 30 日付通知」という。）等により留意点等を示しているが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下

記のとおり、児童虐待の発生予防に係る取組に徹底を期されるようお願いする。併せて、本通知について、管内市町村（特別区も含む。以下同じ。）に対する周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1. 乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生のリスクが高い家庭への対応について

乳幼児等を対象とした保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）を受けていない家庭への対応については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2 及び 4 において、当該家庭の把握及び情報の整理や養育支援を特に必要とする家庭に対する支援に係る留意点を具体的に示している。市町村におかれては、本通知に基づく各保健・福祉サービスの実施機関や市町村の関係部門と児童虐待担当部門との情報共有、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有・連携した支援、児童相談所との連携等に係る実施体制について今一度確認し、虐待の発生及び深刻化を予防するための体制の整備を推進されたい。

また、今般の事件の被害女児については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条で市町村の教育委員会に実施が義務付けられている就学時の健康診断が未受診であり、就学予定の学校関係者が保護者及び本児と接触できないまま、学齢期を迎えても不就学の状況となっていた。就学時の健康診断未受診の家庭についても、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭と考えられる。

このため、市町村の教育委員会から児童虐待担当部門に就学時の健康診断未受診の家庭に係る情報提供があった場合は、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、平成 24 年 11 月 30 日付通知に準じて、対応に万全を期すようお願いする。

また、この他、虐待発生のリスクとして留意すべきポイントを「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第 8 次報告）の「死亡事例等を防ぐために留意すべきポイント」（別添 2）で示しているところであるが、児童虐待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門や要保護児童対策地域協議会の構成機関に対して、改めてこれを周知するなど、虐待の発生リスクが高い家庭の把握について、各関係部門・関係機関の意識向上に努めるとともに、当該家庭を把握した場合は児童虐待担当部門と速やかに情報共有を図るよう働きかけをお願いする。

### 2. 居住実態が把握できない家庭に関する情報共有について

市町村に住民登録があるにも関わらず居住実態が把握できない家庭の確認方法については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2（2）において具体的に示しているが、まず、当該家庭が存在すること自体を速やかに把握することが必要である。このため、児童虐

待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門に対して、当該家庭の存在を把握した場合にあっては、速やかに児童虐待担当部門と情報共有を図るよう、日頃から働きかけるなどの取組に努められたい。

### 3. 自治体間の情報交換について

今般の事件の被害女兒は、就学時の健康診断が未受診であり、また、本児のきょうだいは乳幼児健康診査が未受診のまま他の自治体に転出していたが、これらの未受診情報が転出先自治体に伝わっていなかった。

支援中の家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合はもとより、支援に関して検討を要する家庭として情報収集を行っている家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合においても、転出先の市町村へ情報提供を行い、転出先市町村において継続的に対応していくことが必要である。転居家庭に係る自治体間の情報交換等については、平成24年11月30日付通知の2（3）、（4）、4（3）及び5において、具体的留意事項を示しているところであり、改めて留意するとともに、対応に遺漏なきようお願いする。

(参考)

# 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ

居住実態が把握できない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭について市町村の関係部門・関係機関間で速やかな情報共有を図ることが必要



雇児総発 1130 第 1 号  
 雇児母発 1130 第 1 号  
 平成 24 年 11 月 30 日

各  
 都 道 府 県  
 指 定 都 市  
 中 核 市  
 保 健 所 設 置 市  
 特 別 区  
 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

#### 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、これまでも、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして御尽力いただいていたところである。

しかしながら、依然として児童虐待による死亡事例が発生しており、その中には虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられる。

このような状況を背景として、先般「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要支援児童や特定妊婦の家庭など、養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援を行うこと、また、特に乳幼児健康診査等を受けていない家庭等に対応することが重要である旨を示したところである。

今般、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項について整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内市区町村に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局、総務省自治行政局並びに法務省刑事局及び入国管理局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的助言である。

## 記

### 1 趣旨

児童虐待の発生予防のためには、要保護児童(\*)の家庭のみならず、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(\*)又は特定妊婦(\*)のいる家庭をいう。以下同じ。）についても、要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的に状況の把握・分析や支援を行う必要がある。このため、要支援児童及び特定妊婦の把握及び支援の留意点について示すものである。

特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていないことについては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）において、死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント（以下「留意すべきポイント」という。）として示されている（P69参照）ほか、乳幼児健康診査等の未受診等の家庭への対応について提言されている。このため、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスの未受診等の情報を基に養育支援を特に必要とする家庭を把握する方法を示すものである。

なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示している妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進されたい。

(\*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

### 2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

このため、次のことに留意して対応されたい。

(1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。

その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門（以下「児童虐待担当」という。）に情報提供を行い、対応を協議する。

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

(2) 居住実態が把握できない家庭の確認

ア (1)の対応において居住実態が把握できない家庭については、児童虐待担当は、その所在を把握するため、児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係機関への調査や、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努める。

イ 市区町村は、アの情報収集を行っても実態が把握できない場合や、情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。

ウ 児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める。

また、情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の児童の行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

(3) 転出の情報等を把握した場合の対応

ア (2)アの情報収集の過程で、当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合には、転出先と考えられる市区町村に連絡し、当該家庭の居住実態の確認を依頼する。

依頼を受けた市区町村の児童虐待担当では、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、(2)アと同様の情報収集を行い、当該家庭の居住状況や児童の所在について確認し、その結果を依頼のあった市区町村の児童虐待担当に連絡する。

転出先と考えられた市区町村で居住実態が確認できなかった場合には、引き続き、依頼元の市区町村において実態把握に努める。

イ また、市区町村は、対象家庭に外国籍の者がいる場合や、対象家庭が外国に出国した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、児童福祉法第25条の3の規定に基づき、照会目的及び根拠法令を明らかにした上で、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局へ当該家庭の出入（帰）国記録等の照会に係る協力を求めることができる。具体的な手続方法については、別添「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成24年6月法務省入国管理局）等を参照されたい。

なお、出国が確認できた場合でも、里帰り出産などのために一時的に外国に出国していると思われる場合には、帰国後の支援のため引き続き当該家庭の情報を管理する必要があることに留意する。

(4) 住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応

ア 市区町村は、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡し、当該児童の成育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など当該家庭の支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報共有するなどし、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭では、虐待発生のリスクが高いと考えられることに特に留意する必要がある。

イ なお、当該市区町村に居住実態がある場合には、住民基本台帳担当部門と連携して適切に転入の届出を行うよう勧奨し、配偶者からの暴力等により、加害者に居住場所を知られることを危惧して届出を躊躇している場合には、暴力被害者等の保護のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限措置が講じられる可能性もあることから、住民基本台帳担当部門に相談する。

ウ また、転出前の市区町村で当該家庭に係る(3)の確認作業を行っていた場合には、転出先の市区町村からの連絡を受けてこれを終結させるとともに、転出先の市区町村への情報提供に積極的に協力する。

### 3 特定妊婦の把握及び情報収集

児童虐待を予防するためには、市区町村が中心となり、妊娠期から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援対象に位置づけ、出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、これらの情報を妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などから把握する。

これらの妊婦について、家庭訪問等により情報収集を行った上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有する。

なお、医療機関との情報共有については、「児童虐待の防止等のための医療機関との

連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照されたい。

#### 4 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援

上記2及び3により把握した家庭については、要保護児童対策地域協議会において養育支援の必要性や支援の内容を検討する。具体的な支援に当たっては、次のことに留意されたい。

##### (1) 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、保育所、子育て短期支援事業(ショートステイ)、一時預かり事業などの地域の子育て支援の事業を活用して支援を行う。

児童虐待担当においては、児童虐待の予防の観点から、これらの事業等を活用することを要保護児童対策地域協議会において検討されたい。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、要支援児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用する。

##### (2) 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行う。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておく。

さらに、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応を検討する。

##### (3) 支援中の家庭が転居した場合の対応

支援中の家庭が転居した場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるよう、支援をしていた市区町村は、転居先の市区町村に連絡し、支援に必要な情報を提供するなど引継ぎを行う。

転居先の市区町村では、提供を受けた情報を要保護児童対策地域協議会において関係機関で共有し、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。

また、転居先が不明な場合には、2(2)の対応をとる。

##### (4) 児童相談所による対応

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会を通じて要支援ケースを把握するだけでなく、児童相談所による専門的な対応が必要と考えられる場合や、関係機関から児童相談所の対応を求められた場合などには、児童相談所として積極的に対応する。

#### 5 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

転居事例の家庭状況やこれまでの支援の経緯を把握するためには、転居前後の自治体が連携して対応することが不可欠であるが、自治体間で個別事例に関する情報交換・共有を行うことが、守秘義務や個人情報保護に関する規定に抵触する可能性があるとの懸念により、自治体間の連携に積極的でない自治体があるとの指摘もある。児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で行う自治体間の情報共有については、以下のとおり基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、改めてこれに留意し、自治体間で積極的かつ適切な情報交換・共有に取り組まれない。

(1) 自治体職員の守秘義務に係る規定

自治体の職員については、地方公務員法第 34 条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反の罪は成立しない（参考：刑法第 35 条）。

この点、児童虐待の防止等のための自治体間の連携に関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、転居事例の際などに自治体間で情報交換・共有ができることを明確にするため、同法第 13 条の 3 においては、地方公共団体の機関は他の市町村の長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されており（参考：児童相談所運営指針第 3 章第 1 節 4 (9)）、このような児童虐待の防止等のための自治体間の情報提供は、法令に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務違反とはならない。

(2) 自治体職員に関する個人情報保護に係る規定

各自治体において定められている個人情報保護条例においては、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的である。自治体間の児童虐待の防止等に係る情報提供が、各自治体において目的外の第三者提供に当たると解される場合であっても、児童虐待防止法第 13 条の 3 に基づく行為であるため、法令に定めがあるときに該当し、このような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

## 出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項

平成24年6月  
法務省入国管理局

平成24年7月9日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」といいます。）が施行され、これに伴い、外国人登録法が廃止されます。

同日以降の出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項は下記のとおりですので、御協力をお願いします。

### 記

#### 1 照会窓口等

##### (1) 照会担当窓口

東京入国管理局調査企画部門

##### (2) 照会書の送付先

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局（出入・登録照会担当）

（注1）封筒の宛先に「出入・登録照会担当」を必ず記載願います。

（注2）郵券を貼り、返送先を明記した返信用封筒を必ず同封願います。

（注3）電話による照会の受付け、回答は一切行っておりません。また、進捗状況に関する問い合わせは業務処理を遅延させる原因となっており、御遠慮願います。

（注4）持ち込みによる照会は受け付けていません。

##### (3) 照会書の宛先

東京入国管理局長

（注）照会の宛先は「調査企画部門（首席入国警備官）」ではなく、必ず「東京入国管理局長」としてください。

##### (4) 照会の対象となる記録等

###### ① 日本人出帰国記録

- ② 外国人出入国記録
- ③ 外国人登録記録
- ④ 外国人登録原票の写し

(注) 外国人登録原票は、改正法の施行後、市区町村から法務省に対し送付されることになっていますが、市区町村から送付があるまでは、外国人登録原票の写しに係る照会に対して回答することはできません。

また、市区町村から送付があった後も、外国人登録原票を抽出するシステムの構築が終了する平成24年末までの期間は、手作業により抽出作業を行う必要があるため、回答まで通常よりも期間を要します。

## 2 照会に当たっての留意事項

### (1) 共通事項

ア 照会者の官職・氏名を記載し、公印を押印した公文書により照会願います。公印が押印されていない文書は返戻させていただいています。次用紙及び添付資料に割印（公印によるもの）のない場合についても同様です。

イ 照会目的及び照会の根拠法令（例：関税法119条第2項）を記載願います。記載されていない文書は返戻させていただいています。

ウ 特に緊急を要する案件については、緊急である旨及びその理由を記載願います。ただし、業務が輻輳している場合等は御要望に応じかねる場合があります。

エ 担当者の氏名（難読氏名についてはふりがなを含む。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載願います。担当者に対し、内容の確認等を行うこともあります。

オ 多数の照会については、小口に分けた上、投函日を分散して照会願います。一度に多数の照会があった場合、他の機関からの照会との関係から、調査着手までに相当の期間を要することがあります。

カ 原則として、「一照会書に一人の人定事項」として願います。やむを得ず、「一照会書に複数の人定事項」として照会する場合は、人定事項に「1, 2」等の項番を付して照会してください。この場合にあっても、一つの照会書に外国人と日本人の対象者が混在していると事務処理が煩雑になるため、区分して照会するよう御協力をお願いします。

### (2) 照会事項別の留意事項

## ア 日本人出帰国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍及び本籍（判明している場合）

本籍地が不明でも省略することなく、国籍を「日本」と記載してください。

② 氏名（必ずふりがなを付してください。）

判明している場合は、旅券上の英字氏名を記載してください。特に、外国人の配偶者・子である日本人、帰化日本人については、氏名が外国人のラストネーム、ファーストネームになっている場合があります。このような場合、旅券上の英字氏名が判明しないと該当する記録を検索できない場合があります。なお、2008年以降、旅券の氏名についてはヘボン式ローマ字以外の表記（例：サトウを SATOW、ジョージを GEORGE など）が多数見受けられるようになっており、ふりがなのみで照会があった場合、ヘボン式ローマ字以外の表記があった場合は調査が困難ですので、事前に旅券発給事実を確認し、旅券上の英字表記氏名を確認願います。

ふりがなが特定できず、2以上のふりがながある場合、回答を差し控えることがあります。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、旅券番号、出帰国年月日、出帰国港等を記載してください。

(イ) 旅券その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

(ウ) 電算入力項目（下記3（1）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去3年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出帰国記録を要する照会する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います（例：「税徴収の居住者判定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」、「国民健康保険加入期間算定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」）。

## イ 外国人出入国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

(注1) 外国人に係る電算上の国籍・地域は、通常、直近の在留関係の許可時の国籍・地域に対応しています。入国後、在留関係の申請を行っていない外国人の場合は、入国時に使用した旅券に対応しています。

中国については次のとおりとなります。

中華人民共和国護照 中国

香港SAR旅券 中国(香港)

マカオSAR旅券 中国(その他)

中華民国(台湾)護照 台湾

(注2) 改正法施行前に外国人登録を行い、その後に在留関係の申請を行っていない外国人に係る電算上の国籍・地域は、外国人登録証明書上の国籍表記となります。

この場合、中国については、中国(本土)、中国(香港)、中国(その他)いずれも「中国」となります。また、台湾については、「中国」となるときと、「台湾」となるときがあります。

② 氏名

中国人及び韓国・朝鮮人については英字氏名及び漢字氏名、その他の国籍の外国人については英字氏名を記載してください。

記載方法の例

- 中国人及び韓国・朝鮮人

姓 名 (Last Name, First Name)

- その他の国籍の外国人

Last Name, First Name, Middle Name

(注) 2002年4月以降に新規入国した中国人、韓国・朝鮮人の出入国記録については、氏名表記が旅券上の英字氏名のみの場合がありますので、英字氏名を必ず記載してください。

③ 生年月日(西暦)

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、出入国年月日、出入国港、出入国記録番号（E D番号）、在留カード番号、特別永住者証明書番号、旧外国人登録証明書番号を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書（一定期間、在留カード等とみなされます。）その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）電算入力項目（下記3（2）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去2年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出入国記録を要する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います。

#### ウ 外国人登録記録

（ア）照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

② 氏名

イ（ア）②と同様に記載してください。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、外国人登録番号、居住地を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）外国人登録記録の電算入力期間は、1981年10月1日から2012年7月8日までとなります。また、外国人登録法廃止後は、外国人登録記録は更新されませんので、その点御注意願います。

#### エ 外国人登録原票の写し

（ア）照会書には上記ウ（ア）と同様の事項を記載願います。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）1981年10月1日以降の記録のみが必要であり、かつ、外国人登録原票上

の写真を必要としない場合には、外国人登録原票の写しを照会するのではなく、上記ウの外国人登録記録のみを照会願います。

(エ) 回答の対象となる外国人登録原票は、最後に作成された外国人登録原票のみとさせていただきます。それ以前の外国人登録原票について、照会書に特段の記載があれば対応させていただきます。

(オ) 平成24年7月9日の外国人登録法の廃止に伴い回収された外国人登録原票又は既に閉鎖されていた外国人登録原票の別、閉鎖年月日、閉鎖理由及び最終登録地を記載願います（判明している場合）。

### 3 回答事項

電算入力事項等に基づいて回答するため、回答事項は次のとおりとなります。これ以外の事項（例：在留資格、在留期間、在留期限、在留カード若しくは特別永住者証明書の番号、有効期間の満了日又は写真等）については、当該項目及びその回答を必要とする理由について具体的に記載願います。記載がないとき又は必要性が判然としないときは、回答を控えさせていただく場合があります（一部の項目について回答を控えさせていただく場合もあります。）。

#### (1) 日本人出帰国記録

- ① 氏名（旅券上の英字氏名）
- ② 生年月日（西暦）
- ③ 性別
- ④ 旅券番号
- ⑤ 出帰国年月日
- ⑥ 出帰国港
- ⑦ 出帰国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2001年7月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

#### (2) 外国人出入国記録

- ① 国籍・地域

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人

(i) 改正法施行前に外国人登録を行っている場合 漢字及びカタカナ

(ii) 2002年3月以前に新規入国した場合 ((i)を除く。) カタカナ

(iii) 2002年4月以降に新規入国した場合 ((i)を除く。) 英字

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 住居地

⑥ 出入国年月日

⑦ 出入国港

⑧ 出入国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2004年1月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム(A P I S)により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

(3) 外国人登録記録

以下の事項に関する外国人登録記録の履歴 (外国人登録法廃止以前の情報ですので御注意ください。) を回答します。

① 国籍

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人 漢字及びカタカナ

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 外国人登録番号

⑥ 居住地

⑦ 在留資格

⑧ 在留期限

⑨ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(4) 外国人登録原票の写し

最後に作成された外国人登録原票の両面写し。

#### 4 回答書の内容

回答書の内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき管理されている個人のプライバシーに係る情報であり、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりすることのないよう、厳格に取り扱い願います。

## FAQ（よくある質問事項とその回答）

Q 1 出入（帰）国記録に使用航空機便名及び乗降機地が記載されていないが。

A 1 日本人出帰国記録については 2001 年 7 月 1 日から，外国人出入国記録については 2004 年 1 月 1 日から，記録の早期取得化のため取得方法が変わり，同情報を電算記録に取り込まなくなりました。また，2005 年 1 月 4 日以降は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社から情報の送信があった場合のみ記録されておりますので留意願います。

Q 2 日本人出帰国記録の旅券番号が本人の所持する旅券番号より 1 桁多いのはなぜか。

A 2 末尾がチェックデジットになっているためです。

Q 3 外国人登録原票の写しの提供は可能か。

A 3 改正法施行後，市区町村に保管されていた外国人登録原票は，法務省に送付されることとなりますので，それ以後は提供可能となります。

ただし，市区町村から法務省に外国人登録原票が送付されるまでの間は提供困難であり，また，現在，法務省においてはコンピュータ機器によって外国人登録原票を抽出するシステムの構築を進めていますが，この作業が終了するまでの間（おおむね本年末まで）は，外国人登録原票の抽出を手作業によって行う必要があるため，通常よりも回答に期間を要します。

Q 4 寄港地上陸許可・通過上陸許可は回答記録の範囲になっているか。

A 4 2004 年 1 月 1 日以降であれば，東京入国管理局において回答可能ですが，これ以前の記録については，当該許可を行った地方入国管理官署宛照会願います。

また，在留資格審査・退去強制手続の詳細，退去命令記録等地方入国管理官署限りで保有している記録に関するものについても，当該地方入国管理官署宛問い合わせ願います。

Q 5 中国人や韓国人について，漢字氏名のみで照会した場合の回答はどのようになるか。

A 5 当該外国人が 2002 年 4 月以降新規入国している場合には，当該出入国記録は回答書

に反映されない場合がありますので、可能な限り英字表記氏名を特定した上で照会願います。

Q 6 中国人や韓国人について、英字氏名のみで照会した場合の回答はどのようなになるか。

A 6 2002年4月以降に新規入国している出入国記録については、全て回答書に反映されますが、それ以前の記録については、反映されません。

Q 7 被疑者が旅券を所持しておらず、その氏名が〈Last Name〉、〈First Name〉、〈Middle Name〉のほかに4つ目、5つ目の氏名が付いている場合は、回答時間は遅くなるか。

A 7 氏名が上述のように3つ目までの場合は、最大で6通りの組み合わせについて、各記録を検索することとなりますが、更に質問のような場合は、24～60通りの大量の検索を行う必要がある可能性があり、この場合通常の照会に比べ回答まで相当時間がかかります。

## 外国人登録原票に係る照会に当たっての留意事項

平成24年8月  
法務省入国管理局

本年6月に改正法施行後における出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項についてお知らせしたところですが、これに加えて、特に外国人登録原票に係る照会に当たって御留意いただきたい事項について下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 外国人登録原票に含まれる個人情報

外国人登録原票には、旧外国人登録法の規定に基づき、次に掲げる個人情報（外国人登録法廃止前の情報）が含まれています。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 氏名（通称名も含む。ない場合もあります。）
- (4) 出生の年月日
- (5) 男女の別
- (6) 国籍
- (7) 国籍の属する国における住所又は居所
- (8) 出生地
- (9) 職業
- (10) 旅券番号
- (11) 旅券発行の年月日
- (12) 上陸許可の年月日
- (13) 在留の資格
- (14) 在留期間
- (15) 居住地
- (16) 世帯主の氏名
- (17) 世帯主との続柄
- (18) 世帯主である場合には、世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄
- (19) 本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍
- (20) 勤務所又は事務所の名称及び所在地
- (21) 写真
- (22) 署名

#### 2 外国人登録記録との関係

1981年10月1日から2012年7月8日までの上記（1）から（6）まで及び（13）から（17）までの項目の情報については、外国人登録記録として電算入力されています。

#### 3 特に外国人登録原票に係る照会書において留意いただきたい点

本年6月の「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」においてお知ら

せしている点に加え，次の点について御留意ください。

外国人登録原票に含まれる個人情報，特に外国人登録記録として電算入力されている項目以外の項目について必要である場合には，その具体的な照会理由及び必要性について照会書に記載してください。当方において，その記載に基づき，提供の適否について，照会の根拠となる法令の趣旨に沿って判断いたします。

#### 4 回答方法

回答項目が少ない場合は，その項目だけ抜き出して回答する方法で回答させていただく場合があります。

また，外国人登録原票の写しを交付する方法で回答させていただく場合であっても，照会書において提供を求められていない項目や，照会書に記載いただいた照会理由及び必要性についての説明では，当方で照会の根拠となる法令の趣旨に沿って検討した結果，その必要性があると判断することができない項目については，その項目についてマスキングした写しを作成し，回答させていただく場合もあります。

子ども虐待による死亡事例等を防ぐために  
これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出が遅い
- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 中絶を希望している
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 乳幼児健康診査が未受診である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもにも会わせない
- 過去に自殺企図がある
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確でない又は適切でない
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が適切に開催されていない又は進行管理ができていない

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

## 子ども本人に必ず会う

# こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

（平成26年度から実施）

## 乳幼児健診時の確認など

- 「こんにちは赤ちゃん事業」による家庭訪問（生後速やかに）  
民生児童委員が子どもが生まれたすべての家庭を訪問

### ➤ 乳幼児健診

健診の種類	受診率（29年度）
4か月児健診	98.5%
1歳6か月児健診	97.5%
3歳児健診	94.6%



この機会に会えない場合は、子どもと接点を持ち得る関係機関（保育所、医療機関、生活福祉課等）と連携し確認



それでも会えない → 平成29年度は250人存在

## 保健師等による家庭訪問

### ①保健師が訪問（夜間・休日も）

- ・本プロジェクト実施に伴い保健師数を増
- ・13中学校区に15人を配置（うち1人は未受診家庭対応担当）

### ②地域の民生児童委員が訪問

- ・保健師が何度行っても不在の場合は近隣の民生児童委員に訪問を依頼



それでも会えない → 平成29年度は1人存在

## 要対協担当課職員による調査・訪問

- 入国管理局へ出国状況を確認するほか、必要に応じて警察・児相と連携



## 子どもの健康を100%確認

※なお、現時点で子ども確認のために児童手当の振込手続き停止を行った事例はない

## 子どもの健康100%確認の意義

- 子どもを確認する = **子ども視点での支援**
- 支援を必要とする子どもの早期発見 = **虐待予防**
- **個々の状況に寄り添い、継続的な支援**へつながる

【健診未受診家庭への訪問後の対応】

訪問の結果、大半の家庭は勧奨に応じて健診を受診。また、養育上の課題が見受けられる場合は、必要な支援につなげている。

➤ 訪問の結果継続的支援につながった人数（29年度）

健診の種類	人数
4か月児健診	7人
1歳6か月児健診	9人
3歳児健診	20人

➤ 支援事例

- ✓ 子どもに発達上の課題が見受けられたため、保健相談対応を継続的に実施
- ✓ 療育が必要な子どもと判断されたため、障害児通所サービスにつなげる
- ✓ 在留資格が切れていた外国人家庭であったため、関係機関につなげる

このほか、子育て世代包括支援センターにおいて**妊婦全数面接**も実施（担当保健師等6名配置）。

来所できない方に対しては家庭訪問で対応。

子家発 0720 第 4 号  
子母発 0720 第 4 号  
平成 30 年 7 月 20 日

都 道 府 県  
指 定 都 市  
各 中 核 市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公印省略）  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
（公印省略）

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 5 の規定に基づき、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等（特定妊婦を含む）と思われる者を把握した場合の市町村への情報提供に関する取扱いについては、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づき、その取組を推進していただいているところであるが、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたことから、別添新旧対照表のとおり一部改正し、本日から適用することとしたので御了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いします。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 新旧対照表

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

改正後	改正前
<p>前文 （略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 各個別分野の留意事項</p> <p>（1）市町村</p> <p>① 母子保健所管部局</p> <p>妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 乳幼児健康診査では、<u>疾病</u>、<u>運動機能</u>、<u>視聴覚</u>等の障害、<u>精神発達</u>の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。</p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 教育委員会</p> <p>各市町村の教育委員会は、各学校を通じ、<u>要支援児童等</u>と思われる者を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場</p>	<p>前文 （略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 各個別分野の留意事項</p> <p>（1）市町村</p> <p>① 母子保健所管部局</p> <p>妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 乳幼児健康診査では、<u>運動機能</u>、<u>視聴覚</u>等の障害、<u>精神発達</u>の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。</p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ <u>教育委員会事務局</u></p> <p>各市町村の<u>教育委員会事務局</u>には、<u>学校</u>に対する<u>専門的な指導</u>を行う指導主事が配置されている場合もあり、<u>教育課程</u>、<u>学</u></p>

合には、以下のことに留意して、適切に対応すること。

また、各市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に基づき、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断（以下「就学時健診」という。）を行わなければならないこととされている。

就学時健診では、低栄養などの栄養状態、外傷・火傷の痕跡、むし歯治療の放置、子どもの行動・態度などから、子どもの心身の問題を把握しやすいことから、要支援児童等を把握した場合は、以下のことに留意して、適切に対応すること。

ア 学校が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、学校から当該児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 就学時健診を通じて要支援児童等と思われる者を把握するに当たっては、主に別表 2 を参考にすること。就学時健診で当該児童を把握した場合には、必要な支援につなげるために、関係部局に情報提供を行うこと。

ウ 関係部局への情報提供の際は、当該要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

エ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供を行うこと。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規

習指導その他学校教育に関する事項の指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談や指導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応するよう指導すること。

ア 主に別表 3 を参考に、学校が要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、学校から要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である旨を指導すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供を行うよう指導すること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規

定に抵触するものではないことに留意されたい。

オ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 学校

① (略)

② 小学校及び中学校等

学校は、学級担任や養護教諭を中心に行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことで、子どもの心身の健康状態を把握する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 関係部局への情報提供の際は、要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと

定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 学校

① (略)

② 小学校及び中学校等

学校及び学校の教職員等は、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと

<p>に留意されたい。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>別表1～3 (略)</p> <p>別添1・2 (略)</p> <p>参考資料1～3 (略)</p>	<p>とに留意されたい。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>別表1～3 (略)</p> <p>別添1・2 (略)</p> <p>参考資料1～3 (略)</p>
---	--

(改正後全文)

雇児総発 1 2 1 6 第 2 号  
雇児母発 1 2 1 6 第 2 号  
平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日  
(改正経過)

雇児総発 0 3 3 1 第 9 号  
雇児母発 0 3 3 1 第 2 号  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日  
子家発 0 7 2 0 第 4 号  
子母発 0 7 2 0 第 4 号  
平成 3 0 年 7 月 2 0 日

都 道 府 県  
指 定 都 市  
各 中 核 市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)  
母子保健課長  
(公印省略)

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る  
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）が、平成 28 年 6 月 3 日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 5 の規定が、10 月 1 日に施行された。これにより、児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされたところである。

また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 12 次報告）」（以下「第 12 次報告」という。）がとりまとめられた。第 12 次報告では、虐待による死亡事例のうち、0 歳児の割合が約 6 割（第 1 次～第 12 次報告全体では、

同割合が約4割)を占め、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備の必要性と、学校内での虐待に関する理解の向上と要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を活用した支援体制づくりの重要性等が提言として公表された。

については、これらを踏まえ、各地方自治体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分にご理解の上、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築とより一層の連携に取り組んでいただきたい。

都道府県におかれては、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関に周知を図られたい。

また、病院、診療所との連携には、管内の関係機関・関係団体等の協力を得る必要があることから、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本歯科医師会、日本看護協会、日本助産師会の関係団体に別途協力を依頼している。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであり、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学学長に対し、通知されているので念のために申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## (参 考)

### ○児童福祉法(抄)

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等(\*1)と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

### (\*1) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

#### 【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く。)
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

## 記

### 1 法改正の趣旨

これまでに専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第1次～第12次報告)」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から

一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられている。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

また、児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、平成 27 年度は 103,286 件で過去最多となった。子ども虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子どもを含め、すべての子育て家庭で起こり得る可能性があり、協議会を通じた関係機関との情報共有等を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要である。

このため、改正法においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。

さらに、各分野での取組を通じた一層の連携を図るため、分野ごとの留意事項を 3 のとおりまとめたので、十分ご配慮願いたい。

## 2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条及び第 23 条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(参 考)

○個人情報の保護に関する法律（抄）

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

3 各個別分野の留意事項

(1) 市町村

情報提供を受けた市町村は、保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に、必要な実情の把握を行うとともに、関係機関に協力を求め、家庭の生活

状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

また、協議会調整機関として、必要に応じて、把握した内容について協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。

協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を行うこと。

なお、関係機関から情報提供に関する説明が行われていない場合、市町村が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者への説明内容や関わる時期等について、関係機関との事前の協議（\*2）が必要である。

さらに、連携の促進を図るためには、訪問指導等の必要な支援を行った市町村が、その結果を記録し、速やかに情報提供元の関係機関に報告することが必要である。

なお、文書で報告する際の様式（参考資料1）を定めたので、参考とされたい。

#### （\*2）関係機関との事前の協議（例）

市町村が必要な支援を行う際に、「乳幼児健康診査の相談内容やその後の子どもの様子を伺うため」「この周辺の子育て中の家庭を訪問し、子育ての悩みなどを尋ねている」など、保護者向けの説明内容を事前に関係機関と協議すること。

### ① 母子保健所管部局

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、平成28年度に母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

### ② 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが必須の事業とされており、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 母子健康手帳の交付等の母子保健施策は乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化されたことを踏まえ、様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

ウ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について協議し、継続的な支援を行うこと。

### ③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うとともに、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることとされ、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行うこと。

イ 子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行うこと。

ウ 子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じること。

エ 個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行うこと。

オ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的

に実施していくための支援計画を作成し、継続的な支援を行うこと。

#### ④ 教育委員会

各市町村の教育委員会は、各学校を通じ、要支援児童等と思われる者を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応すること。

また、各市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に基づき、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断（以下「就学時健診」という。）を行わなければならないこととされている。

就学時健診では、低栄養などの栄養状態、外傷・火傷の痕跡、むし歯治療の放置、子どもの行動・態度などから、子どもの心身の問題を把握しやすいことから、要支援児童等を把握した場合は、以下のことに留意して、適切に対応すること。

ア 学校が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、学校から当該児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 就学時健診を通じて要支援児童等と思われる者を把握するに当たっては、主に別表 2 を参考にすること。就学時健診で当該児童を把握した場合には、必要な支援につなげるために、関係部局に情報提供を行うこと。

ウ 関係部局への情報提供の際は、当該要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

エ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供を行うこと。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

オ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

#### ⑤ 要保護児童対策地域協議会

協議会は、その対象ケースについて個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに、関係機関が連携して当該家庭に必要な支援を行うこと。また、病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関と情報共有及び支援内容の協議を行い、支援内容の見直しを行う。特に要支援児童等が、複数の関係機関に関わっている場合などには、関係機関間での情報共有・連携ができるよう調整をすること。

#### (2) 病院、診療所

病院、診療所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重

要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所が、別表 1～3 を参考に要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。  
なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつかれるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。
- ③ また、従前から情報提供に際しては、別添 1「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」（平成 16 年 3 月 10 日付け雇児総発第 0310001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることになっている。この算定に係る「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）の関連する事項については、別添 2 のとおりである。
- ④ 病院、診療所は市町村への情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療の提供を行う。その際、市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ⑤ 当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ⑥ 児童相談所及び市町村の児童福祉・母子保健等、協議会の調整機関における病院、診療所との連携強化に関するより具体的な留意事項については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号・雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を参考とすること。

### (3) 助産所

助産所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、特定妊婦及び要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 主に別表 1～2 を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ③ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支

援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- ④ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- ⑤ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### (4) 児童福祉施設等

##### ① 助産施設

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導、新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、子ども虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

##### ② 保育所及び幼保連携型認定こども園

保育所及び幼保連携型認定こども園は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等及び保護者の状況などの把握ができ、保護者から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

### ③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を実施しており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、援助などを通じ、主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議

会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ④ 児童館

児童館は、地域のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身とも健やかに育成することを目的に、子育て家庭に対する相談・援助、交流の場や放課後児童クラブの実施などに取り組んでおり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもの居場所の提供や保護者の子育て支援などを通じ、主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ⑤ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援をするため、放課後等に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る取組がされている。また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1及び別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援が  
つながらうよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、  
当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものである  
ため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関す  
る法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早  
期対応の意識の向上を図るとともに、放課後児童支援員等の各自の判断のみで対  
応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議  
会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策  
を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

## ⑥ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、家庭  
その他からの子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの  
に応じ、必要な助言を行っている。また、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調  
整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図る役割を担っており、  
その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下  
のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につな  
げるために、要支援児童等が居住する市町村に情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支  
援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精  
神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等が必要な支援につ  
ながらうよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、  
当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものである  
ため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関す  
る法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発  
見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することな  
く、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 連絡調整先の一つである協議会との関係を深めるなど、引き続き連携体制の構  
築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、  
積極的に参加し、関わりをもつこと。

## (5) 学校

### ① 幼稚園

幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々  
の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとして施設や機能を開  
放し、積極的に子育てを支援していく役割を担っており、その取組は、子ども虐待

の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がにつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、園全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立園において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

## ② 小学校及び中学校等

学校は、学級担任や養護教諭を中心に行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことで、子どもの心身の健康状態を把握する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 関係部局への情報提供の際は、要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がにつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する

法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立学校において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

#### (6) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関

(1) から (5) に記載した機関以外の機関(\*3)においても、妊婦、子どもや保護者等の状況などの把握ができ、保護者等から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

##### (\*3) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関(例)

家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関など

ア 別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うために、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

## (7) 都道府県

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設、学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

また、所管する私立学校に対して、市町村への要支援児童等の情報提供に関する周知及び情報提供を通じた協議会への参画の促進に努めること。

なお、医療機関との連携体制の推進に当たっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成 28 年 7 月 27 日付け雇児発 0727 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定められた「医療的機能強化等事業」を活用し、都道府県等の中核的な小児救急病院等を中心とした連携体制の整備を進めることも可能である。

別表 1

### 出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。  
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。  
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
妊娠・出産	妊婦等の年齢	18歳未満	
		18歳以上～20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満	
		夫(パートナー)が20歳未満	
	婚姻状況	ひとり親	
		未婚(パートナーがいない)	
		ステップファミリー(連れ子がある再婚)	
	母子健康手帳の交付	未交付	
妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降 定期的に妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く)		
妊娠状況	産みたくない。 産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。		
胎児の状況	疾病 障害(疑いを含む) 多胎		
出産への準備状況	妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。(妊娠36週以降) 出産後の育児への不安が強い。		
妊婦の行動・態度等	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) 自殺企図、自傷行為の既往がある。 アルコール依存(過去も含む)がある。 薬物の使用歴がある。 飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)	
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態	
	虐待歴等	被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。	
	気になる行動	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない) 突発的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす) 周囲とのコミュニケーションに課題がある。	
家族・家庭の状況	夫(パートナー)との関係	DVを受けている。 夫(パートナー)の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。	
	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む) 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
	社会・経済的背景	住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など 健康保険の未加入(無保険な状態) 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用(予定も含む)	
	家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている。	
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く) 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)	
【その他 気になること、心配なこと】			

別表 2

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。  
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。  
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげよとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ポーンとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態 (健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			

		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

別表 3

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)  
の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。  
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。  
○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登校状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応	
きょうだいとの差別			きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
心身の状態(健康状態)			精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
気になる行動			些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
学校等との関わり			長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況			夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			

	<input checked="" type="checkbox"/> 欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前のお産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

(別添1)



雇児総発第 0310001 号  
平成 16 年 3 月 10 日

各 { 都道府県 } 児童福祉主管部(局)長  
{ 指定都市 }  
{ 中核市 } 母子保健主管部(局)長

殿

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長



養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について

子どもの健全育成を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。

このため、平成16年度予算(案)においても育児支援家庭訪問事業を新たに創設するなど、養育支援が必要な家庭に対する支援の充実を図ることで虐待の予防を目指しているが、支援を必要とする家庭を早期に把握するためには、家庭と接点を有する様々な関係機関からの情報提供を促していくことが必要である。

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

こうした医療機関から地域の保健福祉を担う市町村等に対する診療情報の提供については、従来から診療情報提供料として診療報酬上の評価が行われ、保健福祉サービスを必要とする要介護高齢者を念頭に置いた情報提供の様式が示されてきたところであるが、以上のような子どもの養育支援の重要性に鑑み、本年4月から実施される診療報酬改定により、子どもの養育支援を念頭に置いた情報提供の様式が新たに別紙様式9・10として示されることとなった。なお、別添様式9は患者が18歳以下の子どもの場合に用いられる様式であり、別紙様式10は患者が母親の場合に用いられる様式である。(別添参照)

については、こうした情報提供が円滑に行われるよう市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するとともに、この改正に伴い増加が予想される医療機関からの情報を積極的に活用し、的確な養育支援が行われるよう各都道府県内の市町村に対し周知願いたい。

またこうした情報を受け、限られた資源の中で効果的な養育支援を行っていくためには市町村虐待防止ネットワーク等を活用し、養育支援に必要な情報集約や、関係支援機関の情報共有の円滑化を図ることで、共通認識にもとづいた支援計画を作成し、明確な役割分担のもと協働支援を行っていくための体制整備が重要である。

なお、上記の診療情報の提供は患者の同意を得て行われるものであるが、同意が得られない場合であっても、疾病等の状況如何によっては、保護者に子どもを監護させることが不相当であると認められ、児童福祉法第25条の規定による児童相談所又は福祉事務所に対する通告が必要となる場合もあることについて、併せて医療機関に対し周知願いたい。

おって本通知については、厚生労働省保険局医療課と協議済みである。

## (別添 2)

(抄)

保医発 0304 第 3 号

平成 28 年 3 月 4 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

### 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 52 号）等が公布され、平成 28 年 4 月 1 日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添 1、歯科診療報酬点数表については別添 2 及び調剤報酬点数表については別添 3 のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）は、平成 28 年 3 月 31 日限り廃止する。

## 第 2 章 特掲診療料

### 第 1 部 医学管理等

#### B 0 0 9 診療情報提供料 (I)

(1) 診療情報提供料 (I) は、医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。

(2) 保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。

(3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。

ア イ及びウ以外の場合別紙様式 11

イ 市町村又は指定居宅介護支援事業者等別紙様式 12 から別紙様式 12 の 4 まで

ウ介護老人保健施設別紙様式 13

(4) 当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関に情報提供が行われた場合や、市町村等が開設主体である保険医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行った場合は算定できない。

(5) A保険医療機関には、検査又は画像診断の設備がないため、B保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）に対して、診療状況を示す文書を添えてその実施を依頼した場合には、診療情報提供料(I)は算定できる。

(6) (5)の場合において、B保険医療機関が単に検査又は画像診断の設備の提供にとどまる場合には、B保険医療機関においては、診療情報提供料(I)、初診料、検査料、画像診断料等は算定できない。なお、この場合、検査料、画像診断料等を算定するA保険医療機関との間で合議の上、費用の精算を行うものとする。

(7) (5)の場合において、B保険医療機関が、検査又は画像診断の判読も含めて依頼を受け、その結果をA保険医療機関に文書により回答した場合には、診療情報提供料(I)を算定できる。なお、この場合に、B保険医療機関においては、初診料、検査料、画像診断料等を算定でき、A保険医療機関においては検査料、画像診断料等は算定できない。

(8) 提供される情報の内容が、患者に対して交付された診断書等であって、当該患者より自費を徴収している場合、意見書等であって、意見書の交付について診療報酬又は公費で既に相応の評価が行われている場合には、診療情報提供料(I)は算定できない。

(9) 下記のア、イの場合については、患者1人につき月1回に限り、所定点数を算定する。また、いずれの場合も診療情報の提供に当たって交付した文書の写しを診療録に添付する。

ア 区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、当該患者に対して継続して区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている別の保険医療機関に対して、診療日、診療内容、患者の病状、日常生活動作能力等の診療情報を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

イ 区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、別の保険医療機関に対して、病歴、診療内容、患者の病状等の診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

(10) 診療情報の提供に当たり、レントゲンフィルム等をコピーした場合には、当該レントゲンフィルム等及びコピーに係る費用は当該情報提供料に含まれ、別に算定できない。

(11) 「注2」に掲げる「市町村」又は「指定居宅介護支援事業者等」に対する診療情報提供は、入院患者については、退院時に患者の同意を得て退院の日から2週間以内に診療情報の提供を行った場合にのみ算定する。この場合においては、家庭に復帰する患者が対象であり、別の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者についてその診療情報を市町村又は指定居宅介護支援事業者等に提供しても、診療情報提供料(I)の算定対象とはならない。

(12) 「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター又は指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターをいう。また、「保健福祉サービスに必要な情報」とは、当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報をいう。

(13) 「注3」については、在宅での療養を行っている疾病、負傷のため通院困難な患者（以下「在宅患者」という。）に対して、適切な在宅医療を確保するため、当該患者の選択する保険薬局の保険薬剤師が、訪問薬剤管理指導を行う場合であって、当該患者又はその看護等に当たる者の同意を得た上で、当該保険薬局に対して処方せん又はその写しに添付して、当該患者の訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に算定する。この場合において、交付した文書の他、処方せんの写しを診療録に添付する。

なお、処方せんによる訪問薬剤管理指導の依頼のみの場合は診療情報提供料(I)は算定できない。

(14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設（当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。）に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。)

イ 障害者支援施設(障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第 7 項に規定する生活介護を行うものを除く。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号) 第 6 条の 7 第 2 号に規定する自立訓練(生活訓練)を行う事業所

エ 障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援を行う事業所

オ 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業所

カ 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する福祉ホーム

(15) 「注 6」に掲げる「認知症に関する専門の保険医療機関等」とは、「認知症施策等総合支援事業の実施について」(平成 26 年 7 月 9 日老発 0709 第 3 号(一部改正、平成 27 年 6 月 26 日老発 0626 第 3 号)老健局長通知)に規定されている認知症疾患医療センターであること。

(16) 「注 7」に掲げる退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。また、添付した写し又はその内容を診療録に貼付又は記載すること。なお、算定対象が介護老人保健施設である場合は、当該加算を算定した患者にあっては、その後 6 か月間、当該加算は算定できない。

(17) 「注 8」の加算は、区分番号「B 0 0 5—4」ハイリスク妊産婦共同管理料(I)が算定されない場合であっても算定できる。

(18) 「注 9」に掲げる「専門医療機関」とは、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけの医師や介護サービス等との調整を行う保険医療機関であること。

(19) 「注 10」に規定する認知症専門医療機関連携加算は、区分番号「B 0 0 5—7」に掲げる認知症専門診断管理料 2 を算定する専門医療機関において既に認知症と診断された患者が、症状の増悪や療養方針の再検討を要する状態となった場合に、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(20) 「注 11」に規定する精神科医連携加算については、身体症状を訴えて精神科以外の診療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身体疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患者が受診する日(紹介した日より 1 月間以内とし、当該受診日を診療録に記載すること。)について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

(21) 「注 12」に規定する肝炎インターフェロン治療連携加算は、区分番号「B 0 0 5—8」に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料を算定する専門医療機関において作成された治

療計画に基づいて行った診療の状況を示す文書を添えて、当該専門医療機関に対して当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(22) 「注 13」に規定する歯科医療機関連携加算は、保険医療機関（歯科診療を行う保険医療機関を除く。）が、歯科を標榜する保険医療機関に対して、当該歯科を標榜する保険医療機関において口腔内の管理が必要であると判断した患者に関する情報提供を、以下のア又はイにより行った場合に算定する。なお、診療録に情報提供を行った歯科医療機関名を記載すること。

ア 歯科を標榜していない病院が、医科点数表第 2 章第 10 部手術の第 1 節第 6 款、第 7 款及び第 9 款に掲げる悪性腫瘍手術（病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。）又は第 8 款に掲げる心・脈管系（動脈・静脈を除く。）の手術若しくは造血幹細胞移植の手術を行う患者について、手術前に歯科医師による周術期口腔機能管理の必要性を認め、歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合

イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に属する医師が、訪問診療を行った栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要性を認め、在宅療養支援歯科診療所に対して情報提供を行った場合

(23) 「注 14」に規定する地域連携診療計画加算は、あらかじめ地域連携診療計画を共有する連携保険医療機関において、区分番号「A 2 4 6」の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定して退院した入院中の患者以外の患者について、地域連携診療計画に基づく療養を提供するとともに、患者の同意を得た上で、退院時の患者の状態や在宅復帰後の患者の状況等について、退院の属する月又はその翌月までに当該連携保険医療機関に対して情報提供を行った場合に算定する。

(24) 「注 15」に規定する検査・画像情報提供加算は、保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。また、イについては、平成 30 年 4 月以降は、退院時要約を含むものに限る。）について、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に加算する。なお、多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

情報提供先市町村

市町村長 殿  
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
父母の氏名	父: ( )歳 職業( )	母: ( )歳 職業( )
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日	退院(予定)日 : 平成 年 月 日
出生時の状況	出生場所 : 当院・他院 ( ) 在胎 : ( )週 単胎・多胎 ( )子中( )子 体重 : ( )g 身長 : ( )cm 出生時の特記事項 : 無・有 ( ) 妊娠中の異常の有無 : 無・有 ( ) 妊婦健診の受診有無 : 無・有 ( 回: )	家族構成 育児への支援者:無・有( )
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他( )
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴
		・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする
日常的世話の状況	・その他( )	
養育者の状況	健康状態等	・健診、予防接種未受診・不潔・その他( )
	こどもへの思い・態度	・疾患( )・障害( )
		・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他( )
養育環境	家族関係	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他( )
	同胞の状況	・面会が極端に少ない・その他( )
	養育者との分離歴	・同胞に疾患( )・同胞に障害( ) ・出産後の長期入院・施設入所等・その他( )
情報提供の目的とその理由		

- \*備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
  2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

(別紙様式12の3)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿  
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師名

印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ( )歳 職業( )	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の 住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日	退院(予定)日 : 平成 年 月 日
今回の 出産時の 状況	出産場所 : 当院・他院 ( ) 在胎 : ( )週 単胎・多胎 ( )子中( )子 体重 : ( )g 身長 : ( )cm 出産時の特記事項 : 無・有 ( ) 妊娠中の異常の有無 : 無・有 ( ) 妊婦健診の受診有無 : 無・有 ( 回: )	家族構成     育児への支援者:無・有( )
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他( )
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他( )
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他( )
	他の児の状況	・疾患( )・障害( )
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他( )
情報提供の 目的とその 理由		

\*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことについて記入すること。

# 支援経過・結果報告書

平成 年 月 日

様

貴機関から平成 年 月 日にご連絡いただいた要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。

対象者	子ども	フリガナ		平成 年 月 日生	男・女	第 子
	保護者	父 フリガナ	母 フリガナ	予定日:平成 年 月 日	現在妊娠( )週	
		生年月日 年 月 日 ( 歳)	生年月日 年 月 日 ( 歳)			
住所	☎ (自宅・実家・その他)					

本人への説明	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	本人からの同意	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
--------	---	---------	---

【市町村の支援方針】

<input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査やその他の母子保健サービス等で養育状況を確認します。 <input type="checkbox"/> 保護者(養育者)の身体面・精神面・育児不安等の支援を要するため、継続して支援します。 <input type="checkbox"/> 子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。 <input type="checkbox"/> 関係機関( )とともに養育状況の確認を継続します。 <input type="checkbox"/> 子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
---

【問題点及び今後の援助計画】

--

【連絡(依頼)事項】

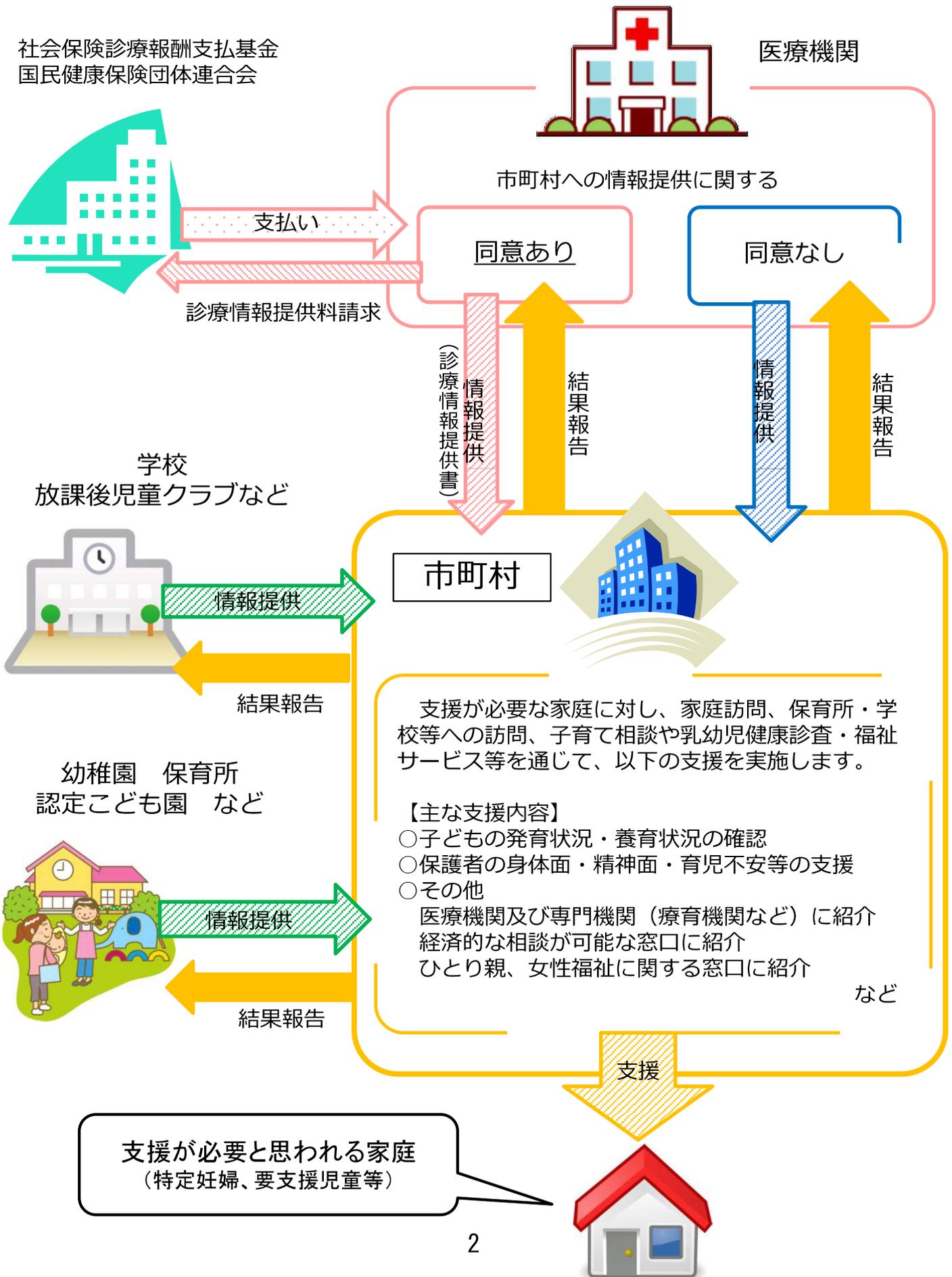
--

【担当者】

所属名	担当者(職種)
住所	電話

参考資料 2

特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ



事例 1

保育所の気づきから市町村につなげ、支援に至った事例

離婚により、実家の近くに母と子ども（2歳）が転居。母の就労開始を契機に保育所への登所が始まる。入所から数か月後、朝夕の送迎時に、周囲にも聞こえる怒鳴り声で「グズグズしないの！」「一体、何をしているの」など、母が子どもを叱ることが頻繁に見られるようになる。また、母の服装の乱れもあり、気になった担任保育士から声かけをするも「大丈夫です。忙しいので、すみません。」と保育士の関わりを拒否される状況が1か月ほど続いた。保育所は、子どもの様子を見守るとともに、市町村の保健師に気になる状況を相談した。

相談を受けた市町村は、地区担当の保健師が保育所に訪問し、子どもや気になる状況を保育所と共有。協議後、地区担当保健師が3歳児健康診査の機会を活用し、母と接触を図った。

保健師の関わりを契機に、母が「実家の祖父が体調不良のため介護が必要な状態のため介護負担を感じていること」「実家からの支援が難しくなり、経済的な不安を抱えていること」が判明し、介護保険サービスやひとり親の支援制度につなげる調整を実施した。

事例 2

学校及び地域の気づきを市町村につなげ、支援に至った事例

A小学校に通う男児（小学5年生）が、この数か月で急に理由がはっきりしない欠席やたびたび早退を繰り返していることに担当教員が気づき、学校長に相談した。また同時期に地区の民生委員・児童委員から、「夜遅くなっても公園で過ごすきょうだいがいる」との相談が学校にあり、この男児と妹（3歳）の可能性もあったため、妹の状況確認も含め、学校から市町村に男児の家庭に関して相談した。

市町村は相談対応後に、家庭及び妹の周辺情報の収集に取り組み、妹が保育所を利用していること、また、ぜんそくのため定期受診をしていること等を把握し、市町村から医療機関に妹の受診状況等を確認した。その後、学校、民生委員・児童委員、市町村が、この家庭に関する情報を共有し、支援を協議した後、学校及び市町村が両親に接触を図った。

結果、「男児が、妹の体調不良により保育所に登所できない時に妹の世話をしていること」「妹の通院時に、就労する母の帰宅までの間、男児が学校を早退し、妹の世話をしていること」が判明。子どもたちの安心・安全への配慮、男児の学校教育を受ける必要性について両親と話し合い、まずは市町村が、病児保育や子育て支援サービスの利用等を調整し、妹の支援体制づくりに取り組んだ。

子母発 0720 第 1 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )

### 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）

母子保健施策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が公表されたところである。

本緊急対策を受け、別途「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）及び「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）も発出されているところであるが、本通知において、改めて、母子保健分野における児童虐待の発生予防・早期発見のための取組みについて下記のとおり整理した。

については、各地方自治体におかれては、本通知における趣旨及び留意事項等を十分にご理解のうえ、各取組みを一層推進していただきたい。また、都道府県においては管内市区町村及び関係機関へ周知いただきたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 1. 基本的考え方

#### (1) 母子保健施策を通じた虐待の発生予防

平成 28 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）により改正された児童福祉法において、児童虐待については、子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、深刻な状況が続く中、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）では「母子健康包括支援センター」。）の法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされた。

特に母子保健施策については、妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され（同法第 5 条第 2 項）、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされた。

#### (参考)

○母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）（抄）

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(主な通知)

○児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（平成 28 年 6 月 3 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

## 2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

### (1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導の実施

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠・出産・子育てに関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、知識の普及に努めることとされている。また、市町村は妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠・出産・子育てに関し、必要な保健指導等を行うこととされている。これらの実施にあたっては、母子の心身の健康を共に保持増進させることを基本として支援を行う必要があり、健康診査及び保健指導に当たっては、これを踏まえつつ、対象者の特徴並びにその家庭及び地域社会の諸条件に留意の上行うよう配慮すべきである。

また、近年の児童虐待に関する問題の深刻化に伴い、母子保健担当部門は児童虐待担当部門等と協力のもと、母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊産婦及び親子の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努め、こうした要因がある場合、保健師の家庭訪問等による積極的な支援を実施すること。

### (2) 子育て世代包括支援センター

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、児童虐待の発生予防のためには、妊娠期から子育て期まで関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている。

このため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、2020 年度末までの全国展開を目指し、同センターを新たに母子保健法上に位置付け、市町村は同センターを設置するよう努めなければならないとしている。子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する各種相談支援、必要な情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定及び関係機関との連絡調整等により切れ目のない支援を実施していくものとされており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するにあたっての重要な機関であることから、未設置市町村においては設置に努められたい。

### (3) 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知

これまでに社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第1次～第13次報告)」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、妊娠期からの支援は重要である。特に、予期せぬ妊娠など、悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、そのことを明示して周知を図ること。周知にあたっては、子育て世代包括支援センター、女性健康支援センター等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。特に女性健康支援センターについては、女性の身体的・精神的悩みに対応する窓口であるが、妊娠に悩む女性に対する専任相談員を配置することができ、予期せぬ妊娠についての重要な相談窓口である。平成30年度より、夜間・休日における対応について、補助額の加算を開始したところでもあり、積極的に活用されたい。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関、薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部門(母子保健や児童福祉)、関係相談機関及び関係団体等で連携を図られたい。周知にあたっては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。また、若年世代がアクセスしやすいツールとしてインターネットやSNS等を通じて情報を発信することも有効である。

### (4) 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下の点に留意しつつ対応すること。

- ア 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。
- イ 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談をつなぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること。
- ウ 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談をつなげることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目

のない支援を行うこと。

(主な通知)

○妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について（平成 23 年 7 月 27 日付雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長）

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 9 次報告）」を踏まえた対応について（平成 25 年 7 月 25 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）

○児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（平成 28 年 6 月 3 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

○子育て世代包括支援業務センターガイドライン（平成 29 年 8 月 1 日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長）

### 3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援

#### (1) 特定妊婦への支援

予期せぬ妊娠などの特定妊婦の家庭への支援については、市区町村が中心となり、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業における訪問支援や女性健康支援センター等における相談支援などにより、妊娠期から出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において特定妊婦として支援対象に位置づけ、関係機関で情報共有を行うなど出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、予期せぬ妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、母子保健部門としては、これらの情報を妊娠の届出や子育て世代包括支援センターでの面談から得た情報、妊婦健康診査等を契機に医療機関から提供された情報等を通じて的確に把握する。

また、把握した情報については、必要に応じ、福祉部門や児童相談所と連携して、必要な保健指導、保育所などの福祉サービスの提供、乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についての情報提供を行うなど、関係機関が役割分担を行い継続的な支援を行う。

特に定期的に妊婦健康診査を受けていない妊婦については、特定妊婦になり得る可能性が高い一方で、市町村のみでは状況を把握できない場合もあることから、「3.（4）要支援児童等に関する情報提供」に記載の事項にも留意し、医療機関等と連携の上、積極的な把握、受診勧奨、早期の支援に努められたい。

## (2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援

乳幼児健康診査、予防接種や新生児訪問は、子どもの健康状態や母親等の育児の悩み等について確認できる機会であることから、これらの機会を積極的に活用して、子どもや家庭の状況の把握に努めること。

また、乳幼児健康診査等を受けていない家庭に対しては、電話、文書、家庭訪問等により、受診等に結びつけるよう努めること。受診等の勧奨に対し、拒否する又は反応のない場合等には、市町村の児童福祉担当部門と母子保健担当部門が連携して、関係機関から情報を集め、安全確認等の必要性について検討し、必要な場合には、児童の状況の確認に努めること。

また、児童の状況が確認できない場合や、必要な支援について検討すべきと思われる場合には、要対協へのケース登録を行うなど、児童相談所や関係機関と連携して対応すること。なお、保育所等に所属していない乳幼児の場合には、特に留意し早期に対応する必要がある。

更に、転入家庭が未受診等である場合には、前居住地の市町村から転居前の家庭の状況や過去の受診状況等を確認した上で、継続的な支援の必要性を検討すること。他方、未受診等の家庭が対応中に転居したことを把握した場合には、転居先の市町村へ情報提供し、継続した支援を依頼すること。

なお、本通知とは別途、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）も発出されているところであり、未受診の家庭等への対応については万全を期すこと。

## (3) 育児不安等を抱える保護者への支援

核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る不安や負担が増えてきている。児童虐待の予防の観点からも、妊婦健康健査や産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる妊産婦に対しては、産前・産後サポート事業や産後ケア事業などを通じて必要な支援を行うこと。

また、乳幼児健康診査の場においては、母親の育児不安や親子関係の状況等の把握に努め、育児不安等の軽減をはかるとともに安心して子育てができるよう必要な支援を行うこと。

## (4) 要支援児童等に関する情報提供

心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、精神疾患、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考

えられている。一方で、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健康診査が未受診であるといった妊婦については、市町村で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

そうした中、平成 28 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により新しく規定された改正児童福祉法第 21 条の 10 の 5 において、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設及び学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供しよう努めなければならないこととされており、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。各地方自治体におかれては、改めて、当該規定の趣旨について認識するとともに関係機関との情報共有等を密に行い、児童虐待の早期発見、早期対応等に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）との関係については、別途発出されている「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）において示しているとおり、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

（参考）

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 21 条の 10 の 5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等（\* 1）と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供しよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

( \* 1 ) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法第6条の3第5項及び第8項】

- ・ 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不  
適当であると認められる児童
- ・ 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められ  
る児童（要保護児童を除く。）
- ・ 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うこと  
が特に必要と認められる妊婦

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の  
規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り  
扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者  
から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本  
人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要  
な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人  
の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場  
合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める  
事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同  
意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ  
本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人  
の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場  
合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

(主な通知)

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)」を踏まえた対応について(平成24年7月26日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長)

○児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について(平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長)

○要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長)

#### 4. 関係機関の役割と連携強化

(1) 医療機関(産婦人科、精神科、小児科、歯科等の病院、診療所及び助産所)

養育支援が必要な家庭を発見し、早期からの支援につなげるため、医療機関(産婦人科、精神科、小児科、歯科等の妊婦や児童、養育者が受診する医療機関)と積極的に連携し、医療機関から情報提供を受けることが重要である。

医療機関と連携するに当たっては、医療機関が虐待事案に限らず養育支援が必要な家庭について幅広く相談支援ができるよう、日頃からの市町村の関係部門とともに連携体制や関係を構築し、医療機関から一方的に情報提供を受けるだけでなく、必要な情報の共有を行い、児童の適切な養育環境の確保や養育者の育児負担の軽減のために必要な支援を協議し、適切な役割分担のもとで協働することが必要である。

また、必ずしも全ての医療機関で虐待を疑う事例を数多く経験したり、院内の虐待対応の体制が整備されていないわけではないため、都道府県及び市町村が、児童虐待防止医療ネットワーク事業等を活用することにより、地域の医療機関が虐待対応の体制を整え、市町村や児童相談所と連携体制を構築できるように支援することも必要である。

そのため、必要に応じ、関係部門等と連携の上、地域の医療機関に対し、児童虐待が疑われる場合の対応や、要対協の役割、医療機関の参画の意義、特定

妊婦への支援の必要性、養育支援訪問事業等の子育て支援等について、情報提供や研修会の開催などにより周知し、理解が進むよう努めること。

## (2) 地方自治体

### ①市町村母子保健部門等の役割

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健部門は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、平成 28 年度に母子保健法の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、要対協に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

特に、子育て世代包括支援センターにおいては、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが必須の事業とされており、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊

婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 母子健康手帳の交付等の母子保健施策は乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法上も明確化されたことを踏まえ、様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努めること。

ウ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について協議し、継続的な支援を行うこと。

なお、子育て世代包括支援センターは、母子保健部門と子育て支援部門が一体的に支援することとしており、これを踏まえた設置の推進を図られたい。一方で、市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携については、それぞれに機能・役割等を考慮しつつ、責任の所在や連携部分を明らかにするなど、適切な連携が進むよう留意いただきたい。

## ②都道府県の役割

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について、状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言及び援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設及び学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

### (3) 児童福祉施設（助産施設）

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導及び新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、児童虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの児童虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、要対協との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(参考)

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 21 条の 10 の 5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(主な通知)

- 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）」を踏まえた対応について（平成 24 年 7 月 26 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）
- 要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）

## 5. 広報・周知啓発の徹底

### (1) 虐待予防に向けた広報・啓発、若年者等に向けた養育や虐待予防に資する知識の普及

「予期せぬ妊娠」、「養育能力の低さ」、「育児への不安」等が養育者による虐待の背景にあることに鑑み、近い将来、親となる者に対しては、健康教育事業や、両親学級等の集団指導の場等を通じて、自身の健康管理、子どもの行動や特徴、子どもとの接し方や育児の仕方を学ぶ機会を設けるほか、虐待の種類や虐待になりうる行為等、虐待に関する知識を積極的に情報発信して、虐待防止について考える機会を提供する取組を行うこと。

思春期前後から年齢段階に応じて男女ともに、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及に努めること。特に、健康教育事業については、教育委員会や学校とも連携の上、若年者に対して、女性の健康に関する知識の普及啓発をはかること。

さらに、子育て支援事業等の公的サービスやその活用方法についても併せて周知に努めることとし、周囲にいる家族や友人などが育児に悩んでいる場合には、若年者自身が悩みを抱える家族や友人らを支援機関の支援につなげるよう児童虐待問題や支援事業等に関する理解を深めるための取組に努めること。

### (2) 国民運動（健やか親子 21（第2次））

健やか親子 21 は、20 世紀の母子保健の取組の成果を踏まえ、関係者・関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動であり、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。当該計画には 3 つの基盤課題と 2 つの重点課題があるところ、地域作りの観点で「子どもの健やかな成長を見守り育む地域作り」を基盤課題の一つに設け、児童虐待防止対策については、すべての子どもが健やかに成長できるような社会を構築するという観点から重点課題の 1 つとされている。

親が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ社会を築くために、地域や学校・企業等が協調しながらネットワークを作り、親子を温かく見守り支える機運を社会全体で高めていくこと必要である。

以上のように、①思春期前後からの知識の普及・啓発に取り組むこと、②妊娠届出や母子健康手帳の交付時などに妊婦の状況を把握することにより、妊娠期から関わり必要な支援を行うこと、③早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であること、④子どもの保護・支援、保護者支援の取組が重要である。特に、早期発見・早期対応

のためには、妊娠期から保健分野と医療分野、福祉分野とで連携して取り組むことで、より実効性のあるものとする考えられる。

(主な通知)

- 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」を踏まえた対応について（平成24年7月26日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）
- 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」を踏まえた対応について（平成25年7月25日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）
- 「「健やか21（第2次）」について 検討会報告書」の送付、及びこれを踏まえた取組の推進について（平成26年5月13日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

事務連絡  
平成30年6月28日

各都道府県・指定都市・中核市

認定こども園担当課

保育担当課

私立幼稚園担当課

各都道府県・指定都市教育委員会

幼稚園担当課

家庭教育支援担当課

御中

附属幼稚園を置く各国公立大学法人学校事務主管課

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（認定こども園担当）  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室

### 体罰によらない育児を推進するための啓発資材について

子ども・子育て支援施策等の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

子どもたちの健やかな育ちが確保されるためには、虐待等の未然防止及び万が一虐待等の事案が発生した場合の適切な対応が必要です。

つきましては、教育・保育施設において、体罰によらない育児を推進するための啓発資材「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(別紙事務連絡参照。以下「本啓発資材」という。)等を活用し、

- ・子どもの保護者等と接する機会を捉えた、当該保護者等に対する意識啓発

- ・虐待等に関する職員の理解の促進

- ・虐待等の未然防止及び適切な対応に向けた、関係機関との連携等の取組の検討

等が行われるよう、本啓発資材の内容を十分御了知の上、関係部局と連携し、貴域内・管内の市区町村関係部局・教育委員会及び関係機関・団体への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
平成29年5月15日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
児童福祉・母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

### 体罰によらない育児を推進するための啓発資材について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、このたび、平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業（※1）により、体罰によらない育児を推進するための啓発資材「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(以下「本啓発資材」という。)が作成されました。本啓発資材は、「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成28年5月26日、参議院厚生労働委員会)による指摘(※2)を踏まえ、「子どものしつけには体罰が必要」という誤った認識・風潮を社会から一掃することを目的として作成されたものです。

つきましては、関係機関・団体の協力も得て、妊娠届出時の面談や、妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査、両親学級、育児相談等の様々な機会を捉えて本啓発資材を活用していただき、児童虐待のリスクの有無にかかわらず、広く国民に対する意識啓発に努めていただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村及び関係機関・団体へ本啓発資材を周知していただくようお願いいたします。

なお、本啓発資材は、「健やか親子21(第2次)」のホームページ(<http://sukoyaka21.jp/poster>)にPDF版とWORD版の2種類を掲載しており、WORD版については自治体名等を入力できるようになっています。両面印刷した上で、半分に折り、リーフレットとして御利用ください。

※1 「妊産褥婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)  
「母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究」(研究代表者 山縣然太郎)

※2 「児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によらない子育てを啓発すること。」

### 体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

#### ●子ども時代の辛い体験により構づく脳



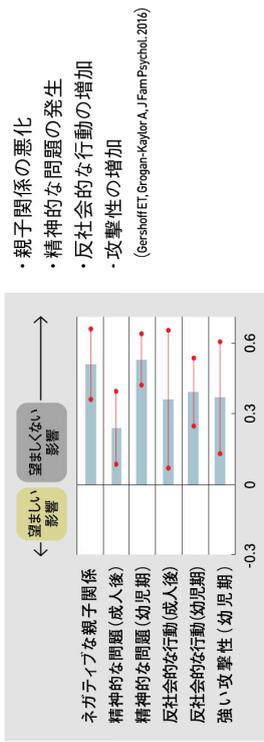
提供：福井大学 友田明美教授

- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

### 体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づき分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

#### ●「親による体罰」の影響



- ・親子関係の悪化
- ・精神的な問題の発生
- ・反社会的な行動の増加
- ・攻撃性の増加  
(Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, Fam Psychol, 2016)

**既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50国以上!**  
 国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを構つける行為の撤廃を求めています。

**子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口  
 または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。**

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業  
 「妊産婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)  
 「母子の健康改善のための母子保健情報活用に関する研究」(研究代表者 山縣然太郎)  
 作成協力：認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事 高相常子 / 福井大学子どもこころの発達研究センター教授 友田明美  
 JST/RISTEX【公私空間】研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」プロジェクト



# 子どもを健やかに育てるために ～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、

子どもが言うことを聞いてくなくて、  
 イライラすることもあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、  
 恐怖により子どもをコントロールしているだけで、

なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか  
 「虐待」へとエスカレートしてしまっていることもあります。

体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしましましょう。  
 そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、

みんなの前向きに育てていきましょう。

〇〇市〇〇課

# 愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつこく称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合いきましょう。

## POINT 1 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちよっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性があります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



## POINT 2 子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまいう可能性もあります。

## POINT 3

### 爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたり、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。

1、2、3、4…



イライラしたときはクールダウン  
深呼吸する、数を数える、  
窓を開けて風にあたるなど

## POINT 4



### 親自身がSOSを出す

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦労について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。

## POINT 5

### 子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という思いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。



子発 0720 第 9 号  
平成 30 年 7 月 20 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)の一部改正について

児童虐待防止対策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

各市町村において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般が適切に実施されるよう、「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)(平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 0331 第 47 号通知)を策定し、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知しているところであるが、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、本日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知いただきたい。

## 「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 相談・通告直後の対応</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、子ども虐待による子どもの生命に関わる問題が含まれているため、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容（主訴）と支援の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意して対応する。</p> <p>また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の判断を要するため、緊急受理会議前に事前調査を行う。なお、安全確認は、単に命が守られているだけではなく、心身の安全が守られているかを確認することであり、子どもの権利が守られているかの判断につながるものである。</p> <p>また、安全確認は、市町村（支援拠点）職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもと直接会う（目視する）ことにより行うことを基本とし、他の機関によって把握されている状況等を勘</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 相談・通告直後の対応</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、子ども虐待による子どもの生命に関わる問題が含まれているため、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容（主訴）と支援の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意して対応する。</p> <p>また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の判断を要するため、緊急受理会議前に事前調査を行う。なお、安全確認は、単に命が守られているだけではなく、心身の安全が守られているかを確認することであり、子どもの権利が守られているかの判断につながるものである。</p> <p>また、安全確認は、市町村（支援拠点）職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもと直接会う（目視する）ことにより行うことを基本とし、他の機関によって把握されている状況等を勘</p>

案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48 時間以内とする」ことが望ましい。

なお、通告受理後、48 時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず、関係機関においても安全確認が行えないケースについては、児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 項第 1 号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

また、子ども虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であるため、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。

(2)～(4) (略)

4. ～10. (略)

#### 11. 転居への対応

(1) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管する。この通告に関する取扱いについては、「3 (1) 初期対応の重要性」を参照すること。

ケース移管に当たっては、移管元の市町村は、支援を行っていた家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。さ

案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48 時間以内とする」ことが望ましい。

また、子ども虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であるため、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。

(2)～(4) (略)

4. ～10. (略)

#### 11. 転居への対応

(1) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管する。移管に当たっては、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。

らに、必要に応じて、移管先の市町村等において移管先の児童相談所に引継ぎ状況の確認を行うこと。

また、移管元の市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、移管先の市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。その際、自治体間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。

第4節～第6節（略）

第3章・第4章（略）

第5章 関係機関等との連携

第1節～第13節（略）

第14節 警察等との関係

1.（略）

2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応

(1) 警察と市町村間の情報共有及び連携

市町村（支援拠点）が通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察及び児童相談所と情報共有を図り、連携して対応することが重要であり、以下の①に該当する情報については、警察への情報提供を徹底する。また、児童相談所においては、②及び③に該当する情報についても警察へ情報提供を行うこととしている。

第4節～第6節（略）

第3章・第4章（略）

第5章 関係機関等との連携

第1節～第13節（略）

第14節 警察等との関係

1.（略）

2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応

(1) 警察と市町村間の情報共有及び連携

市町村（支援拠点）が通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察及び児童相談所と情報共有を図り、連携して対応する。

① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシートの①のみに該当する場合又は④中の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。

このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。

② 児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が48時間以内に子どもの安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合は除く。

上記に関わらず、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間行うことができていない場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。

③ 児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。

このため、市町村（支援拠点）において、このような事案を把握した場合は、警察及び児童相談所への情報提供を行うとともに、警察及び児童相談所が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行う。

(2) (略)

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携

現在、市町村に設置された多くの要保護児童対策地域協議会において、警察署が構成機関として参画しているが、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない自治体においては、構成員となるよう働きかけること。また、要保護児童対策地域協議会のうちケースの進行管理等を行う実務者会議への警察署の参加が必ずしも十分ではない状況が見受けられる。虐待事案については、事案の軽重を問わず、日頃から子どもと接する機会が多い医療機関、児童福祉施設、学校、警察等関係機関において積極的に情報共有がなされ、協働・連携・役割分担を図りつつ支援が行われることが効果的であるため、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として警察の参画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。

3. ～5. (略)

第15節～第22節 (略)

第6章・第7章 (略)

このため、市町村（支援拠点）において、このような事案を把握した場合は、警察及び児童相談所への情報提供を行うとともに、警察及び児童相談所が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行う。

(2) (略)

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携

現在、市町村に設置された多くの要保護児童対策地域協議会において、警察署が構成機関として参画しているが、要保護児童対策地域協議会のうちケースの進行管理等を行う実務者会議への警察署の参加が必ずしも十分ではない状況が見受けられる。虐待事案については、事案の軽重を問わず、日頃から子どもと接する機会が多い医療機関、児童福祉施設、学校、警察等関係機関において積極的に情報共有がなされ、協働・連携・役割分担を図りつつ支援が行われることが効果的であるため、特にケースの進行管理等を行う実務者会議について、必要に応じて警察署の参画を求め、情報共有、意見交換等を行う。

3. ～5. (略)

第15節～第22節 (略)

第6章・第7章 (略)

府子本第760号  
30文科初第601号  
子発0720第8号  
平成30年7月20日

都道府県知事  
都道府県教育委員会教育長  
指定都市市長  
指定都市教育委員会教育長  
各 児童相談所設置市市長 殿  
附属学校を置く国立大学法人学長  
附属学校を置く公立大学法人学長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」

がとりまとめられたところである。

本通知は、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人学長においては附属学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 22 年 3 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 22 年 3 月 24 日付け文部科学大臣政務官通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

### 1 趣旨

本指針は、学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手續等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第13条の4の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

### 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### (1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒、保育所、認定こども園及び認可外保育施設に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### (2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

### 3 定期的な情報提供の頻度・内容

#### (1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

#### (2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

### 4 定期的な情報提供の依頼の手続

#### (1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

#### (2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

### 5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を

標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

### (1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

### (2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

### (1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく

事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記２（２）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば３か月に１度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

## （２）児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校、保育所及び認定こども園から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合  
市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

## ９ 個人情報の保護に対する配慮

- （１）虐待防止法においては、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を

求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（虐待防止法第 13 条の 4）。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条及び第 23 条においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならない

ないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

## 10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

子 発 0720 第 9 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

### 児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等について

児童虐待については、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられた。

児童虐待における司法関与については、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 4 月 2 日に施行され、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与が強化等された。改正法の具体的な内容等については、「児童相談所運営指針の改正について」（平成 30 年 1 月 12 日付け子発 0112 第 1 号）及び「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）の施行に係る Q&A の送付について」（平成 30 年 1 月 12 日付け事務連絡）において示したところであるが、改正法のうち虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与については、在宅での養育環境の改善にも資することから、下記の趣旨・概要及び指導勧告を求めるケースについて、十分にご理解の上、活用するよう、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し改めて周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1. 趣旨・概要

児童虐待を行った保護者等への指導の実効性を高めるため、家庭裁判所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づく措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができること（法第 28 条第 6 項）に加え、以下ができることとされた。

- ・ 措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること（以下「審判前の勧告」という。）ができること（法第 28 条第 4 項）
- ・ 審判前の勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときは、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること（以下「却下の審判時の勧告」という。）ができること（法第 28 条第 7 項）。

また、家庭裁判所は、これらの勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとされた（法第 28 条第 5 項及び第 8 項）。

このため、法第 28 条の規定に基づく措置に関する承認の申立て及び審判に当たっては、それまでの保護者への指導状況を踏まえ、家庭裁判所に対してこれらの指導勧告を求める上申書を提出することとするか否か、検討を行うこと。

なお、具体的な上申書の提出時期、様式及び記載する内容、留意点等については、「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）第 4 章第 10 節 1 (8) イ～エを参照とのこと。

### 2. 指導勧告を求めるケース

#### (1) 審判前の勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者によるネグレクトが続いていたため家庭裁判所へ承認の申立てを行ったが、家庭裁判所の勧告の下で実効性ある保護者指導が行われれば、家庭での養育が可能と考えられる場合などが想定される。

- ① 子どもの自宅が、物が散乱し、異臭がするなど、いわゆる「ゴミ屋敷」になっているほか、電気、ガス等のライフラインが断続的に停止するなど、子どもの生活環境が著しく損なわれる不適切な養育状況が続いてい

るが、保護者が対応・支援を拒否し続けている事例

- ② 保護者のネグレクトを原因とする児童福祉法第 28 条に基づく親子分離中に、一定期間保護者指導プログラムを受講している保護者につき、プログラムの受講完了後、更に、プログラム受講の効果を見極めるため、親子生活訓練室での宿泊や一時帰宅を実施する必要があると求めているにもかかわらず、保護者はプログラムの受講が完了したらすぐに子どもを帰宅させるよう主張し続けており、児童福祉法第 28 条第 2 項ただし書に基づく更新の審判に当たって、このような状態が続く限りは親子分離を続けざるを得ない事例

(2) 承認の審判時の勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者の行為が子どもの福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合などが想定される。

- ① 保護者が虐待等を認めず、児童相談所による指導が進まない事例
- ② 保護者がしつけと称して自らの暴力の原因が子どもにあると主張する事例
- ③ 保護者の虐待等の結果として子どもが深夜はいかい、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例

(3) 却下の審判時の勧告を求めるケース

却下の審判時の勧告は、審判前の勧告が行われた場合において、審判後も引き続き家庭裁判所の勧告に基づく実効性ある保護者指導を行うことが有効であると考えられるときに審判前の勧告と同様の勧告を求めることが想定される。

雇児総発0309第1号  
平成24年3月9日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関する  
ガイドライン」について

「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）については、平成24年4月1日から施行されるが、これにより、児童福祉法（昭和23年法律第164号）において、児童等の親権者等が、児童相談所長や児童福祉施設の長、里親等が行う監護、教育及び懲戒に関する措置を不当に妨げてはならないことが明確化されたことから、今後、児童相談所等では、これを根拠とした対応により、児童の安定した監護を図ることが望まれる。

については、児童相談所等における対応に資するよう、親権者等による「不当に妨げる行為」に関する考え方について別添「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」を策定したので通知する。

貴職におかれては、同ガイドラインの内容を御了知の上、管内の児童相談所並びに市町村及び児童福祉施設等の関係機関に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン

### 1 趣旨

「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2では、児童相談所長は、一時保護を加えた児童について、また、改正後の同法第47条では、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親（以下「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童等について、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）のあるものであっても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置（以下「監護措置」という。）をとることができ、児童等の親権者等は、当該監護措置を不当に妨げてはならないと規定された。

これらの規定に基づき、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

これらを踏まえ、今後、児童相談所長又は施設長等による監護措置を親権者等が不当に妨げ、児童等の安定した監護に支障が生じる場合には、児童相談所長又は施設長等は、これらの規定を根拠として親権者等への対応に当たることにより、児童等の安定した監護を図ることが望まれる。

このため、児童相談所、児童福祉施設、里親等における対応に資するよう、親権者等による「不当に妨げる行為」に関する考え方、対応方法等について示すものである。

なお、以下では、措置延長されている18歳以上の未成年者を含めて単に「児童」という。

### 2 不当に妨げる行為の事例

「不当に妨げる行為」の事例としては次に掲げるものが想定される。児童福祉施設、里親等においてこれらへの該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助を行い、児童の福祉の観点から適切な対応をとる。

#### (1) 態様、手段が適切でない場合

親権者等が一時保護中、施設入所中又は里親等委託中の児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合には、「不当に妨げる行為」に該当する。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると

考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ・ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ・ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ・ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ・ 児童を強引に連れ去る行為
- ・ 児童相談所、施設等との同意の上で児童が外出・外泊したものの、約束に反して児童相談所、施設等に帰さない行為
- ・ 無断で又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず敷地内に立ち入る行為
- ・ 敷地内に立ち入り、児童相談所、施設等が退去を求めたにもかかわらず退去しない行為
- ・ 児童や職員等に対するつきまとい、児童や職員等が日常的に生活する場所や行き来する場所付近のはいかい、交通の妨害等の行為
- ・ 面会・通信の制限又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず児童と面会等を行う行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、繰り返しの電話、無言電話をかける行為、繰り返し郵便やFAX、メールを送りつける行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、児童に係る情報の提供を執拗に要求する行為
- ・ 児童に非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする行為（教唆する行為）
- ・ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ・ 騒音、振動を立てる行為
- ・ 落書きや破壊行為により関係施設等を汚損・破損する行為
- ・ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、インターネット上への掲載等をする行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ・ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ・ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対する上記ア及びイの行為
- ・ 第三者に上記ア及びイの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合には、その意向に沿うことを要求する行為は、「不当に妨げる行為」に該当する。

ここには、親権者等が児童の利益を考慮せず、親権者等自身の利益のみを目的としている場合のほか、親権者等としては児童の利益を考慮していると主張するものの、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合も含まれる。

また、「不当に妨げる行為」への該当性を判断するに当たっては、児童の意向を踏まえる必要があるが、その場合、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真に児童の意向であるかを見極める必要がある。他方で、児童の意向に沿った場合に、客観的に見て明らかに児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要がある。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ・ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ・ 施設等から自立する際、児童が拒否するにもかかわらず、児童が賃貸する住宅への同居を要求する行為や生活の世話を要求する行為
- ・ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ・ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず、又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ・ 児童の学校や職場に正当な理由なく、又は児童相談所、施設等との約束に反して無断で訪問、連絡をする行為
- ・ 児童が希望しており、適切と考えられる就職又はアルバイトについて、正当な理由なく、親権者等が同意せず、又は妨げる行為
- ・ 児童の意思に反して、親権者等が希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ・ 児童の就労先に対し、児童に支払うべき賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ・ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ・ 児童に必要とされる医療（医療機関（精神科を含む。）での診察、検査、治療（薬物療法、処置、手術等）など。入院によるものを含む。）を正当な理由なく受けさせない行為（いわゆる医療ネグレクト。宗教的理由により受

診を拒否する場合、通常は治療を要する傷病であるにもかかわらず、放置しても治ると主張して受診を拒否する場合などを含む。）

児童に必要とされる精神科医療（心療内科を含む。）を正当な理由なく受けさせない場合も含まれる。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく医療保護入院の場合には、保護者の同意が必要であることに留意すること。

- ・ 児童に必要とされる予防接種や健康診査等の保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為。ただし、予防接種を行う場合には、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づく保護者の同意が必要であることに留意すること。
- ・ 児童に必要とされる療育等の福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳の申請を妨げる行為を含む。）

なお、医薬品の副作用や予防接種の副反応、検査や治療による後遺症を心配して拒否する場合には、不当に妨げることにならない可能性もあることから、医師の意見等を踏まえて不当な主張であるか判断するよう留意すること。

#### エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ・ 学校で通常行われている授業や行事について、正当な理由なく、出席や参加をさせない行為
- ・ 障害のある児童について、特別支援学校又は小中学校（特別支援学級を含む。）を就学先とすることを不服として、当該児童をいずれの学校にも就学させない行為

なお、障害のある児童については、障害の状態に照らし、教育学・医学・心理学等の専門家及び当該児童の保護者の意見を聴取した上で、特別支援学校又は小中学校を就学先とすることとされている。

- ・ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ・ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ・ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学手続や休学手続を行う行為
- ・ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

#### オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる髪型、服装等とすることに対し、親権者等の好みのものとすることを強いる行為
- ・ 児童に過剰の金銭又は物品を与える行為

### (3) その他の場合

上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ・ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ・ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

## 3 施設入所等の措置に際しての保護者等への説明

施設や里親等において児童の監護を円滑に行えるよう、児童相談所は、施設入所又は里親等委託の措置を行う際に、保護者や児童に対して次の事項について説明する。

また、児童相談所が一時保護を行う場合にも、これらのうち、必要な事項について説明する。

- (1) 措置をとることとした理由（家族再統合へ向けた指導の方針等）
- (2) 入所中又は委託中の生活に関する事項（施設生活、面会・外出の可否等）
- (3) 入所中又は委託中の監護措置に関する事項（施設長等による監護措置等、これを不当に妨げる行為の禁止、緊急時の施設長等による対応等）等

また、児童に対しては、児童が有する権利や権利擁護のための仕組み（児童から児童相談所への相談、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出等）についても児童の年齢や態様等に応じ懇切に説明する。

## 4 「不当に妨げる行為」があった場合の対応

児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

しかしながら、「不当に妨げる行為」があった場合でも、できる限り親権者等の理解を得て監護措置をとることが望ましい。また、親権者等の理解が得られず、親権者等による「不当に妨げる行為」に苦慮し、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。

このため、「不当に妨げる行為」があった場合には、事例に応じ、次の(1)から(4)までの対応をとり、解決を図ることが考えられる。

その際、犯罪や危険行為など親権者等との調整を行う余地のない行為に対しては、速やかに警察へ通報するなど適切に対応する必要がある。

また、施設長等が「不当に妨げる行為」への該当性や対応方針について判断に迷

う場合には、施設長等は必要に応じて児童相談所に相談することとする。また、児童相談所は、事例の性質に鑑み専門的な判断が必要な場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことができる。

なお、親権者等の「不当に妨げる行為」が問題となる事例の多くは、医療機関、学校等の関係機関の協力を得て具体的な解決を図る必要があるものであることから、医療機関、学校等と連携し、規定の趣旨について認識を共有する必要がある。

また、いわゆる医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応については、平成24年3月9日雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」を参照されたい。

#### (1) 親権者等への説明

事例に応じ、児童相談所や施設等から、「不当に妨げる行為」を行う親権者等に対して、当該行為が児童の利益の観点から適切ではないことを説明し、児童相談所や施設、里親等が行おうとする監護措置について理解を求める。

その際、親権者等が、法律に基づく親権の正当な行使であることを主張する場合には、必要に応じて、

① 親権が子の利益のために行使されるべきものであり、民法（明治29年法律第89号）上もその旨規定されていること

② 児童福祉法においては、児童相談所長又は施設長等が必要な監護措置をとることができる旨規定されていること

を説明し、理解を求める。

児童の利益の観点から説明しても理解が得られない場合には、児童福祉法上、親権者等は、児童相談所長又は施設長等による監護措置を不当に妨げてはならない旨規定されており、親権者等の行為がこの「不当に妨げる行為」に該当することについて説明し、調整を図る。

また、当初、施設や里親等が親権者等の説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し、施設や里親等の監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

なお、里親の場合には、当初から児童相談所が親権者等への説明を行うことが望ましい。

#### (2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

親権者等に説明を尽くした上でもなお改善が見られない場合には、事例に応じ、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）上の面会・通信の制限や、強制入所措置がとられている場合であれば接近禁止命令の措置で対応することが考えられる。

親権者等に対しては児童相談所からこれらの措置がとられうることを説明し、

監護措置への理解を求める。これによっても理解を得られない場合には、面会・通信の制限や接近禁止命令の措置を検討する。具体的な手続等については、児童相談所運営指針を参照されたい。

### (3) 親権制限の審判等の請求

親権者の「不当に妨げる行為」が止まず、話し合いや面会・通信の制限等の措置で対応できないため、問題の解決のために親権者の親権を制限する必要がある場合には、事例に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判を請求することが考えられる。

上述のとおり、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができるが、法令において明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。

そうした場合であってもまずは、児童相談所から親権者に対し、「不当に妨げる行為」が止まないときは親権制限の審判を請求する必要性が生ずることになる旨の説明をすることにより、再度、児童相談所長又は施設長等が行う監護措置について理解を求めることが重要である。

その上で、改善の見込みがないと判断される場合には、児童相談所長による親権制限の審判の請求を検討する。

当該請求の手続等については、児童相談所運営指針を参照されたい。

### (4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

医療ネグレクトの事案など児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認められる場合には、児童福祉法第33条の2第4項及び第47条第5項において親権者等の意に反しても監護措置をとることができることと明記されている。このような緊急の必要がある場合には、上記の手順にかかわらず、児童の利益を最優先に考え、親権者等の意に反しても適切な措置をとることが重要である。

また、当該条項を根拠として施設長等が監護措置を行った場合には、当該児童の入所措置等を行った都道府県等に対し報告する義務があることに留意が必要である。報告の具体的な手続については、児童相談所運営指針を参照されたい。

府子本第 744 号  
30 文科初第 611 号  
子発 0720 第 1 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各 都道府県知事  
各 都道府県教育委員会  
各 指定都市・中核市市長  
各 指定都市・中核市教育委員会

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に定めるもののほか、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号、26 文科初第 651 号、雇児発 0910 第 2 号号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 7 月 20 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。

別紙「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科初第651号、雇児発0910第2号号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知） 新旧対照表

改正後	改正前
府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日	府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日
<u>〔最終改正〕府子本第744号</u> <u>30文科初第611号</u> <u>子発0720第1号</u> <u>平成30年7月20日</u>	
第1 (略)	第1 (略)
第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務	第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務
1～6 (略)	1～6 (略)
7 優先利用	7 優先利用
(1) (略)	(1) (略)
(2) 優先利用に関する基本的考え方	(2) 優先利用に関する基本的考え方
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ (略)	ウ (略)
①～③ (略)	①～③ (略)
④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的	④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的

<p>養護が必要な場合</p> <p>※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。<u>また、家庭での養育が困難又は適当でない児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある。</u></p> <p>※ <u>社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。</u></p> <p>⑤～⑨ （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>第3・第4 （略）</p>	<p>養護が必要な場合</p> <p>※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。</p> <p>⑤～⑨ （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>第3・第4 （略）</p>
--	--

府政共生第859号  
26文科初第651号  
雇児発0910第2号  
平成26年9月10日

[最終改正] 府子本第744号  
30文科初第611号  
子発0720第1号  
平成30年7月20日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市市長  
各指定都市・中核市教育委員会  
殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
武川光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
安藤よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- 1 法 子ども・子育て支援法
- 2 令 子ども・子育て支援法施行令
- 3 規則 子ども・子育て支援法施行規則（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第55号）による改正後のもの）
- 4 運営基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- 5 保育の必要性 小学校就学前子どもについて、保護者の労働又は疾病その他の規則第1条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること
- 6 教育標準時間認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 7 1号認定子ども 教育標準時間認定を受けた小学校就学前子ども
- 8 2号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 9 2号認定子ども 2号認定を受けた小学校就学前子ども
- 10 3号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 11 3号認定子ども 3号認定を受けた小学校就学前子ども
- 12 保育標準時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 13 保育短時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 14 保育所等 2号認定子ども又は3号認定子どもが利用する保育所、認定こども園又は地域型保育事業

## 第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

### 1 保育の必要性に係る事由（法第19条第2号及び第3号、規則第1条）

#### （1）趣旨

ア 保育の必要性に係る事由として、従前の「保育に欠ける事由」（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条）に加え、各市町村における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練及び育児休業取得時の継続利用を明記したこと。

イ また、近年の児童を取り巻く環境等に着目し、児童虐待のおそれがあると認められること及び配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること（以下「虐待又はDVのおそれがあること」という。）についても、保育の必要性に係る事由として追加したこと。

ウ 従前の「保育に欠ける事由」として規定していた「同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合」については、保育の必要性に係る事由としては規定せず、市町村が保育所等に係る優先的な利用を判断する際の考慮要素としたこと。具体的には、いわゆる「調整指数」（市町村が保育所等の利用について調整を行うため、保育所等の利用の優先度等に応じて定める指数をいう。以下同じ。）を減点するなどの方法が考えられる。また、その際、高齢や要介護など、当該同居の親族その他の者の心身の状況を併せて考慮することもできること。

#### （2）留意事項

##### ア 規則第1条第1号（就労）

（ア）いわゆるフルタイム就労のほか、パートタイム就労、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とするものであること。

（イ）就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とするものであること。

（ウ）就労時間については、1か月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることを要件としている。

これは、保育必要量の認定（以下の3参照）が、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分に分けて行うこととされたことに伴い、保育短時間認定における就労時間の範囲の設定に関する次の考え方を踏まえたものであること。

- ・ 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- ・ 保育の必要性の認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、取れん・一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事

業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイム就労のほか、パートタイム就労などすべての就労形態に対応していくことを基本とする。

- ・ 保育短時間認定に当たっては、その対象として主にパートタイム就労を想定していることから、フルタイム就労よりも時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- ・ その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定する。具体的には、フルタイム就労者は
  - ① 1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること
  - ② 1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。
- ・ その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

#### イ 規則第1条第4号（同居の親族の介護又は看護）

当該子どもの兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、介護又は看護を必要とするような場合についても対象とするものであること。

#### ウ 規則第1条第9号（育児休業取得時の継続利用）

（ア）保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していただ子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであること。なお、休業開始前に認定こども園を利用していただ子どもについては、当該認定こども園の1号認定子どもに係る利用定員に空きがある場合は、教育標準時間認定へ変更したとしても、当該認定こども園を継続して利用することが可能であるため、そのような取扱いとすることも考えられること。

（イ）育児休業取得前に保育所等を利用している場合で、（ア）に該当しないため、一旦保育所等を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用（以下の7参照）の枠組みの中で対応すること。

#### エ その他の事項

##### （ア）インターンシップの取扱い

インターンシップについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労（規則第1条第1号）」、「求職活動（同条第6号）」等に該当す

るものとして認定を考慮するほか、一時預かり事業により対応するといった柔軟な対応をとること。

(イ) ボランティア活動の取扱い

ボランティア活動については、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応するほか、「災害復旧（規則第1条第5号）」又は「市町村が認める事由（同条第10号）」に該当するものとして認定を考慮するといった柔軟な対応をとること。

2 支給認定の申請及び支給認定証の交付（法第20条、規則第2条、第5条、第6条）

(1) 支給認定手続に関する基本的考え方

ア 法に基づく給付を受けて特定教育・保育を受けるためには、保護者は、法第20条第1項の規定による認定を受けるほか、特定教育・保育施設の利用申込み等の手続を行う必要がある。

このことについて、市町村及び保護者の事務負担軽減や現行の幼稚園における園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定を希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設（認定こども園及び幼稚園）を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とすること。（規則第2条第3項、第5条）

ただし、入園予定の施設の内定が得られていない、年度途中で転居したなど、入園予定の施設が決まっていない場合等においては、保護者が市町村に直接認定の申請を行うことも考えられること。

イ 上記アの場合において、保護者が施設に願書を提出した時点（入園申込みを行った時点）では、入園予定の施設が1つに特定されないことから、入園内定が得られた時点以降に、当該施設を通じて上記アの手続を行うことが考えられること。

ウ アと同様、事務負担軽減等の観点から、市町村が定めるところにより、保護者が保育標準時間認定又は保育短時間認定を希望する場合には、施設（認定こども園及び保育所）又は特定地域型保育事業者を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受けることができること。（規則第2条第4項、第5条）

エ 保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについて、保護者が幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）と保育所又は認定こども園（2号認定に係る利用定員に限る。）の利用申込みを併願する場合には、当該子どもは2号認定を受けることとなる。この場合において、当該幼稚園又は認定こども園については、上記アと同様に事前に認定を受けることなく施設に直接利用申込みを行うが、認定の申請は当該幼稚園又は認定こども園経由では行わないこととし、それと並行して、当該保育所又は認定こども園について、2号認定の申請及び当該保育所又は認定こども園の利用申込みを市町村（上記ウの取扱いをする市町村にあっては、当該保育所又は認定こども園）に行って、2号認定を受けた上で利用調整を受ける取扱いとすること。

オ エの場合において、2号認定を受けた子どもが最終的に幼稚園に入園すること

となった場合、教育課程に基づく教育時間が特例施設型給付の対象となり、それ以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応することが可能であるとともに、転園の意思がないときは、2号認定を教育標準時間認定へ変更することも考えられること。2号認定を受けた子どもが最終的に認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合、特例施設型給付の仕組みの適用はなく、入園までに支給認定を教育標準時間認定へ変更するとともに、教育課程に基づく教育時間以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応すること。

3号認定を受けて地域型保育事業を利用していた子どもが満3歳に達したことにより2号認定を受け、最終的に幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合についても、それぞれ同様に対応すること。

カ 特定教育・保育施設には該当しない国立大学附属幼稚園や確認を受けない私立幼稚園や、地域子ども・子育て支援事業を利用する場合にあっては、支給認定の申請は不要であること。

## （2）保護者の選択の尊重

今般の子ども・子育て支援新制度は、子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを基本理念の1つとしている。保育の必要性の認定の対象となり得る子どもについても、幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保される必要がある。このため、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育所等における保育の利用を保護者が希望しないときは、保育の必要性の認定の申請は不要であること。また、保育の利用を希望するか否かについては、兄弟姉妹によって異なることもあり得ること。保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育認定を受けることも可能であり、特定教育・保育施設の種類や利用時間、教育・保育の内容、職員配置、設備等に関する情報を踏まえた保護者の選択が適切に行われるよう、情報提供や申請の援助を行うこと。

## （3）支給認定証の記載事項（規則第6条）

支給認定証には、支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日（同条第1号）、当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日（同条第2号）、保育の必要性に係る事由及び保育必要量（同条第5号）等同条各号に掲げる事項を記載することとされている。なお、利用者負担額については、毎年、市町村が市町村民税額等を確認の上、その階層区分ごとに定めることとなるため、支給認定証とは別途、利用者負担額に関する事項を通知することとしている。このため、支給認定証にはこれを記載しないようにすること。

## （4）保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないと

きの通知（法第20条第5項）

法第20条第5項の規定による通知は、当該保護者が異議申立て等を行うことを妨げないよう、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整の状況等にかかわらず、できる限り速やかに行うよう努めること。

（5）認定に関する処理期間（法第20条第6項）

法第20条第6項の規定により、同条第1項の認定の申請に対する処分は当該申請のあった日から30日以内にしなければならないとされているところ、同条第6項ただし書の「当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合」には、当該申請に係る保護者に処理見込期間及びその理由を通知し、これを延期することができることとされている。

この「特別な理由がある場合」には、当該申請に係る事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要する場合が含まれるものであること。

この場合であっても、特定の者のみ処分時期を不合理に遅くするなど、申請者間の公平性を欠く対応としないよう留意することとし、申請者の希望入園時期を失することとならないよう適切な時期に認定すること。

また、当該理由の通知の方法については、各市町村の判断により、次のような方法とすることが考えられること。

- ① 当該申請を受理した際に、申請者に対し、一律に、「次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を通知する方法
- ② 申請に当たって、「次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を案内し、これに同意する保護者の意思を、認定の申請に併せて書面により確認する方法

3 保育必要量の認定（法第20条第3項、令第1条、規則第3条、第4条）

（1）趣旨

ア 保育必要量の認定は、主に両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した保育標準時間認定と、主に両親の一方がフルタイムで就労し、他方がパートタイムで就労する場合又はいずれもがパートタイムで就労する場合を想定した保育短時間認定の2区分により行うこととしたこと。

これは、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などを考慮したものであること。

イ 保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するも

のであり、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

この考え方にに基づき、年間の日数の枠としては、現行制度における保育所の年間開所日数（約300日）と同様としたこと。（保育所の開所日数については、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日（1か月25日間）の開所を前提としている。）

ウ 保育必要量と実際の保護者の利用時間並びに保育所等の開園する日数及び時間との関係については、現行制度における保育所の利用実態として、土曜日の保育所の利用は平日よりも大幅に少なく、平日において閉園時間よりも前に迎えに来る保護者も多いところであるが、新制度においても、実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意すること。

## （2）留意事項

### ア 保育必要量に係る時間数

保育必要量に係る時間数については、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること。

（ア）「保育標準時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間を8時間とした上で、休憩時間や通勤時間も考慮し、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とすること。

（イ）「保育短時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とすること。

### イ 保育の必要性に係る事由が就労である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

（ア）保育の必要性に係る事由が就労（規則第1条第1号）である場合における保育必要量の認定は、就労時間を勘案して行うこととし、就労時間が1か月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間認定と、就労時間が1か月当たり120時間未満である場合には原則として保育短時間認定とすること。

（イ）就労時間が1か月当たり120時間以上である場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望するときは、市町村の判断により、保育短時間認定とすることもできること。

（ウ）現に保育所を利用している者については、市町村は、法の施行後に保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が定める要件に該当するものについて保育標準時間認定を行う等の適切な経過措置を講ずる必要があること。（6（2）参照）

### ウ 保育の必要性に係る事由が就労以外の事由である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 就労以外の事由については、例えば同居の親族を常時介護又は看護している場合（規則第1条第4号）であっても、付添いに必要な時間が人によって異なることが考えられることから、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とすること。

ただし、妊娠・出産（同条第2号）、災害復旧（同条第5号）及び虐待又はDVのおそれがあること（同条第8号）といった事由については、一律に保育標準時間認定とすること。（規則第4条第1項）

(イ) 保護者の疾病・障害（規則第1条第3号）、求職活動（同条第6号）及び育児休業取得時の継続利用（同条第9号）といった事由については、市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができること。（規則第4条第2項）

#### エ 延長保育事業との関係

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業との関係については、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理し、別途示すこととしていること。

### 4 支給認定の有効期間（法第21条、規則第8条）

(1) 教育標準時間認定の有効期間は、その効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間としたこと。（規則第8条第1号）

(2) 2号認定及び3号認定（保育標準時間認定及び保育短時間認定）の有効期間は、満3歳以上の子どもに係る認定についてはその効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、満3歳未満の子どもに係る認定についてはその効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間とし、保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合は、その時点までとすることを基本としたこと。（規則第8条第2号から第13号まで）

なお、「求職活動」の事由に係る有効期間については、雇用保険制度に基づく失業等給付（基本手当）の給付日数が90日を基礎としていること（被保険者期間10年未満の者が倒産、解雇等以外の理由により離職した場合）を踏まえ、90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間としたものであること。（同条第4号及び第10号）

(3) 「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することも可能であること。

### 5 現況届（法第22条、規則第9条）

現況届は、保育の必要性に係る事由に引き続き該当していることや利用者負担の切替えの要否を確認する観点から、1年に1回を基本に求めることとしたこと。

### 6 経過措置（規則附則第2条等）

(1) 趣旨

法の施行により保育必要量の認定について保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分が設けられることに伴い、法の施行前に現に保育所を利用している者が、法の施行後に、保育所を退所し、又は保育所を利用することができる時間数が減少することにならないよう、経過措置として、現に保育所を利用することができる時間数を保障しながら、段階的に保育短時間認定を適用する等の措置を講ずることができるとしたこと。

## (2) 経過措置の内容及び留意事項

ア 法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、保育の必要性の認定に係る事由のうち「就労」（規則第1条第1号）について、1か月当たりの労働時間数を48時間から64時間までの範囲に限定せず、市町村が定めることができることとしたこと。（規則附則第2条）

イ アに掲げるもののほか、市町村は、現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるものその他法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過措置を講ずること。

その際、法の施行に伴い定められる「就労」の事由に係る1か月当たりの労働時間数の下限が、現行において定める労働時間数の下限より引き上げられた場合及び引き下げられた場合のいずれについても配慮すること。

ウ 経過措置の例として、保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が必要と認めるものについては、保育標準時間認定を行うこととすることが考えられること。

エ 上記に掲げるもののほか、保育短時間認定を受けると見込まれる短時間の就労者の保育の需要に対しては、一時預かり事業を柔軟に活用するなど、市町村の実情に応じた適切な対応を行うこと。

## 7 優先利用

### (1) 趣旨

現在、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い（以下「優先利用」という。）を行っている事例が見られる。

今般、法の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1

項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ア 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とすること。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要となること。

イ 虐待又はDVのおそれがあること（規則第1条第8号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

① ひとり親家庭

※ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。）に基づく配慮義務がある。

② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。また、家庭での養育が困難又は適当でない児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある。

※ 社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。

⑤ 子どもが障害を有する場合

※ 例えば、障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。

⑥ 育児休業を終了した場合

（例）

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄弟が認定こども園

を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。)について同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

⑨ その他市町村が定める事由

※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

8 保育の必要性の認定に関する子ども・子育て会議の意見

保育の必要性の認定に関しては、平成26年1月15日に開催された子ども・子育て会議の場において、別添のとおり、「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」が、同会議の意見としてまとめられたところである。

このため、保育の必要性の認定の運用に当たっては、当該意見に十分留意し、適切な措置を講ずるようお願いしたいこと。

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

1 特定教育・保育施設の確認

(1) 確認の申請（法第31条第1項、規則第26条）

特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、規則第26条各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請にかかる施設の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならないこととされている。

これらの事項のうち、法の施行に際し新たに作成する必要がある運営規程（同条第9号）等については、その規定すべき内容が確定できない場合があり得ることから、当該確認の申請の段階では現時点での案の提出を求め、内容が確定した後速やかに差し替える等、適宜柔軟に取り扱うこととして差し支えないこと。

(2) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

ア 利用定員に関する基本的考え方

利用定員は、教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者からの申請に基づき市町村長が法第31条又は第43条の規定による確認を行う際に、定めるものである。

利用定員は、認可定員（教育・保育施設の設置に当たり認可若しくは認定され、又はその後の変更につき適正な手続を経た定員のことをいい、幼稚園については学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第1項第5号の収容定員、保育所については児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第13条第2項第6号に掲げる利用定員、幼保連携型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第16条第4号の利用定員、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項第3号の利用定員と第4号の利用定員（満3歳以上の者に係るものに限る。）を合計したものの。以下同じ。）に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があるが、具体的な人数設定に関し、全国一律の基準を設けるものではないこと。

利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要があること。

なお、利用定員を認可定員に一致させるよう設定した場合に、当該地域における利用定員の総数（供給）が必要利用定員総数（需要）を上回ることが考えられるが、この場合において、必要利用定員総数（需要）に応じて利用定員の総数（供給）を減少させることを求める趣旨ではないこと。

イ 幼稚園並びに幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の取扱い

（ア）幼稚園については、現行の取扱いを踏まえ、最低利用定員を設けないこととしたこと。

（イ）幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、施設全体で利用定員を20人以上に設定すること。

ウ 利用定員の区分

法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については年齢ごとの区分を設けない一方、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしているが、これは、年度中における子どもやその保護者の状況の変化に柔軟に対応できるようにする

とともに、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」等の区分との整合性を考慮したものであること。同様に、利用定員に係る保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分についても、これを設けないこととしたこと。なお、これらについては、地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能であること。

#### エ 利用定員と認可定員との関係

- (ア) 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設については、当該認可定員にかかわらず、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定めること。なお、この場合において、認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はないこと。
- (イ) 実際の利用者数が認可定員を超える状況にある施設については、当該認可定員の範囲内で利用定員を設定することが原則であることから、認可権者において、認可基準を満たすように必要な指導監督を行うとともに、利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。ただし、当該施設が私立幼稚園（認定こども園を含む）である場合に、認可権者の判断により、法第27条第1項の規定による確認を受けてから5年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り、実際の利用者数に応じた認可基準を満たしており、かつ、認可定員の適正化に取り組んでいる場合（認可定員の増加の認可申請中又は申請予定である場合や、新規入園者の計画的な減少等による実際の利用者数の適正化に取り組んでいる場合）であって認可権者が適当と認めるときは、例外的に認可定員を超えて利用定員を設定することを可能とすること。この取扱いは、市町村が利用定員の認定に係る法第31条第3項の協議の際に、都道府県の私立幼稚園担当部局が中心となって判断し、その可否について市町村へ回答することとする。

#### オ 利用定員を超える受入れ

- (ア) 運営基準第22条ただし書の「やむを得ない事情がある場合」に該当するかどうかについては、市町村の判断に委ねられるが、同条ただし書に規定される例示に限られず、当該施設を利用する子どもの保護者の就労状況の変化等により、2号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当しなくなったこと又は1号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当するようになったことから、当該施設において法第19条第1項第1号及び第2号の区分ごとの利用定員を超えた受入れを行う必要が生じた場合や、保護者と直接契約を締結する認定こども園、幼稚園等において、入園を辞退する者が想定よりも少ない等の理由により実際の利用者数が利用定員を超えることとなる場合が含まれること。また、同条ただし書の「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応」には、特定教育・保育施設において、年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合が含まれること。
- (イ) 特定教育・保育施設は、運営基準第22条ただし書に掲げる場合には、その利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行うことができるが、その場合であっても、実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、当該

利用定員を適切に見直し、法第32条の規定による確認の変更を行う必要があること。

(ウ) 連続する過去2年度間常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合であって、(イ)の見直しが行われなときは、法に基づく給付費を減算する等の措置を講ずる予定であること。

(エ) 実際の利用者数が利用定員又は認可定員を超えることとなる場合の法に基づく給付費の減算の取扱い等については、別途通知すること。

#### カ 利用定員に係る情報提供

特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。

### (2) 合議制の機関等からの意見聴取及び都道府県知事との協議（法第31条第2項及び第3項）

法第31条第2項の規定による合議制の機関等からの意見聴取及び同条第3項の規定による都道府県知事との協議は、個々の施設の利用定員について行う必要があるが、その際、当該施設ごとに個別に付議又は協議するのではなく、複数の施設をまとめて付議又は協議するなど、各自治体の判断等により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

### (3) 確認の効力の及ぶ範囲

特定教育・保育施設の確認については、市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村（(3)において「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする場合に、当該他の市町村の長が別途改めて確認を行う必要はないこと。

### (4) 経過措置（規則附則第5条及び第6条）

ア 規則附則第5条に規定するみなし認定こども園等（イにおいて「みなし認定こども園等」という。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされている（規則附則第5条）が、その際、当該施設ごとに個別に協議するのではなく、例えば全施設の一覧表を作成して協議するなど、都道府県と市町村との間の協議により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

イ みなし認定こども園等の利用定員を定めるに当たっての法第77条第1項の合議制の機関等からの意見聴取については、法令上の義務は課せられておらず、各市町村の判断に委ねられるものであること。

ウ 市町村は、規則附則第5条の規定により、法の施行前に認定を受けた認定こども園（以下「既設認定こども園」という。）の利用定員を定めようとするときは、既設認定こども園の設置者の意向を十分に考慮するとともに、保育所又は幼稚園が新たに認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置（就学前

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第7条及び第22条）が設けられた趣旨を踏まえ、適切にその利用定員を設定すること。

なお、既設認定こども園の「施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者に区分）」及び「施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子ども数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者に区分）」の変更については、幼稚園の収容定員の変更を伴うものを除き、届出で足りることとされている。このため、当該届出と既設認定こども園の利用定員の設定との間で整合性が損なわれることのないよう、市町村は、必要に応じ、既設認定こども園の設置者との十分な意思疎通を図ること。

## 2 特定地域型保育事業者の確認

### (1) 利用定員の区分（法第43条、運営基準第37条）

特定地域型保育事業の利用定員については、特定教育・保育施設の利用定員（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員に限る。）と同様に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしたこと。

### (2) 確認の効力の及ぶ範囲

ア 特定地域型保育事業者の確認については、特定教育・保育施設の確認とは異なり、市町村長による確認の効力は、当該市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費について及ぶものである。

このため、当該市町村以外の市町村（（2）において「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該事業を利用しようとする場合には、当該他の市町村の長が、別途改めて確認を行う必要があること。

イ 法第43条第1項の申請を受けた市町村長（以下「被申請市町村長」という。）が、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村に事業所がある特定地域型保育事業者の確認をしようとするときは、当該事業所の所在地の市町村長（以下「所在地市町村長」という。）の同意を得る必要があること。ただし、被申請市町村長と所在地市町村長との協議により、当該同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでないこと。（法第43条第4項）

ウ イのただし書の場合において、所在地市町村長が当該事業所に係る特定地域型保育事業者の確認をしたときは、同時に、被申請市町村長による確認があったものとみなされること。（法第43条第5項第1号）

また、所在地市町村長が既に当該事業所に係る特定地域型保育事業者の確認をしているときは、被申請市町村長に当該申請があった時点で、被申請市町村長による確認があったものとみなされること。（法第43条第5項第2号）

#### 第4 その他

第1から第3までに掲げる支給認定及び確認に係る留意事項以外の規則及び運営基準の取扱いに係る留意事項については、別途通知する。

(別添)

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見  
(平成26年1月15日子ども・子育て会議)

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上